

インフラ長寿命化計画(行動計画)の フォローアップ

令和2年10月

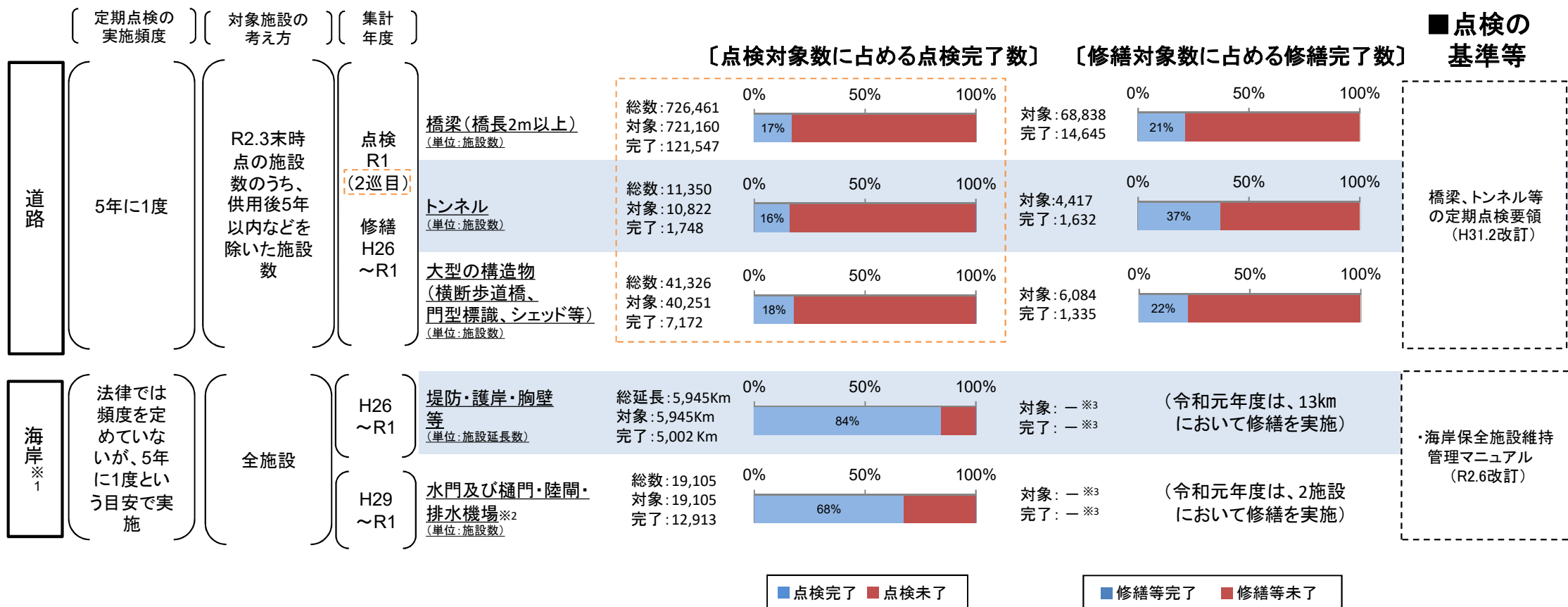
1. フォローアップ結果	P.3
(1) 点検の実施と修繕	P.4
(2) 基準類の整備	P.8
(3) 情報基盤の整備と活用	P.10
(4) 個別施設計画の策定	P.12
(5) 維持管理・更新等に係るコストの算定	P.14
(6) 新技術の開発・導入	P.16
(7) 法令等の整備	P.19
2. 管理者別の進捗状況	P.20
(1) 点検の実施	P.21
(2) 修繕の実施	P.26
(3) 個別施設計画の策定	P.32
(4) 維持管理・更新等に係るコストの算定	P.36
3. 地方公共団体への支援等	P.40

1. フォローアップ結果

(1)点検の実施と修繕①

- 道路分野で2巡目点検に入るなど、概ね順調に点検を実施している。
- 点検結果に基づき修繕を実施しているが、修繕措置が遅れている分野もある。

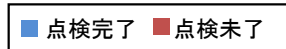
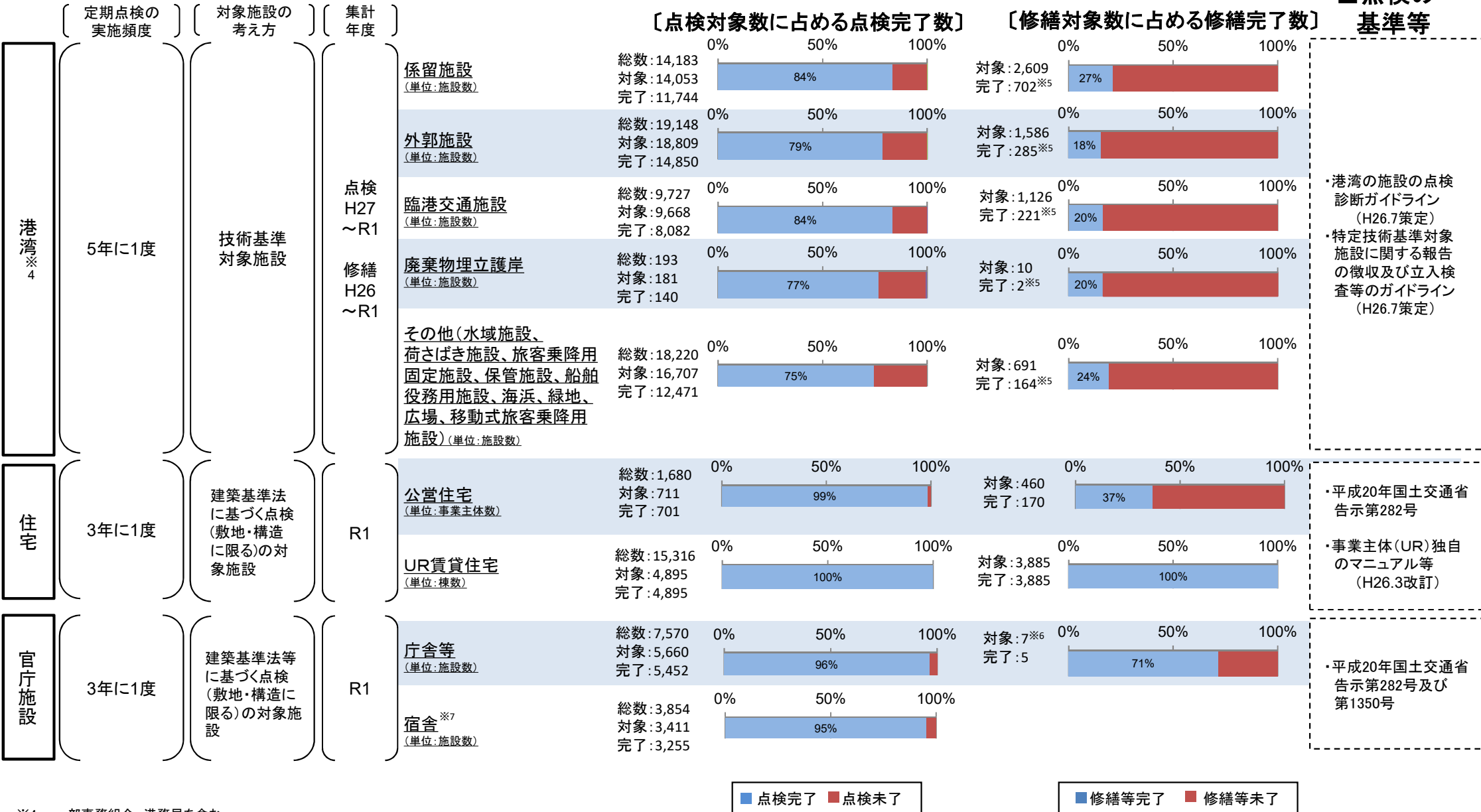
■点検と修繕の進捗状況(令和2年3月末時点)



※1 国土交通省所管海岸のみ対象(一部事務組合、港務局を含む)
 ※2 マニュアルの見直しに伴う点検結果を反映させたため
 ※3 定期点検の他、日常管理における巡視・点検等の結果を踏まえ、必要に応じて随時修繕等を実施しているため

(1)点検の実施と修繕②

■点検と修繕の進捗状況(令和2年3月末時点)



※4 一部事務組合、港務局を含む
 ※5 立入禁止等による応急措置を含む
 ※6 合同庁舎のうち築後30年が経過したもので、長寿命化を図るべき施設のうち、「外壁が著しく劣化」している施設
 ※7 修繕対象は各省庁が設定し、必要に応じて修繕等を実施している。

(1)点検の実施と修繕③

■点検と修繕の進捗状況(令和2年3月末時点)

■点検の基準等

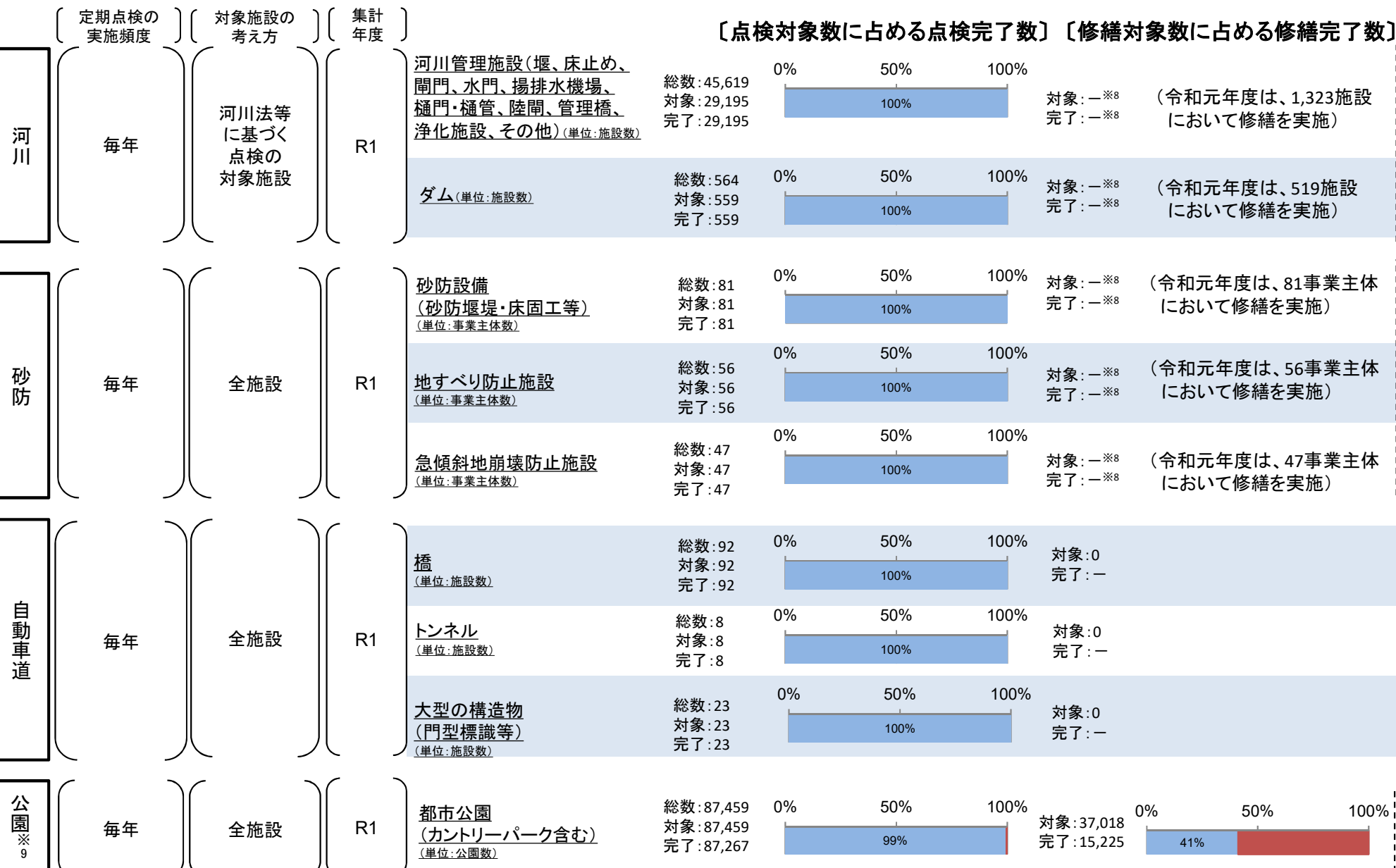
- ・堤防等河川管理施設及び河道の点検要領(H28.3改定)
- ・中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領(H29.3改定)
- ・河川砂防技術基準維持管理編(ダム編)(H28.3改定)
- ・揚排水ポンプ設備技術基準(H26.3策定)

- ・砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)(R2.3改訂)
- ・砂防関係施設点検要領(案)(R2.3改訂)

一般自動車道の定期点検要領(H29.3改訂)

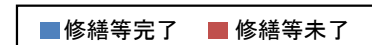
都市公園における遊具の安全確保に関する指針(H26.6改訂)

〔点検対象数に占める点検完了数〕〔修繕対象数に占める修繕完了数〕



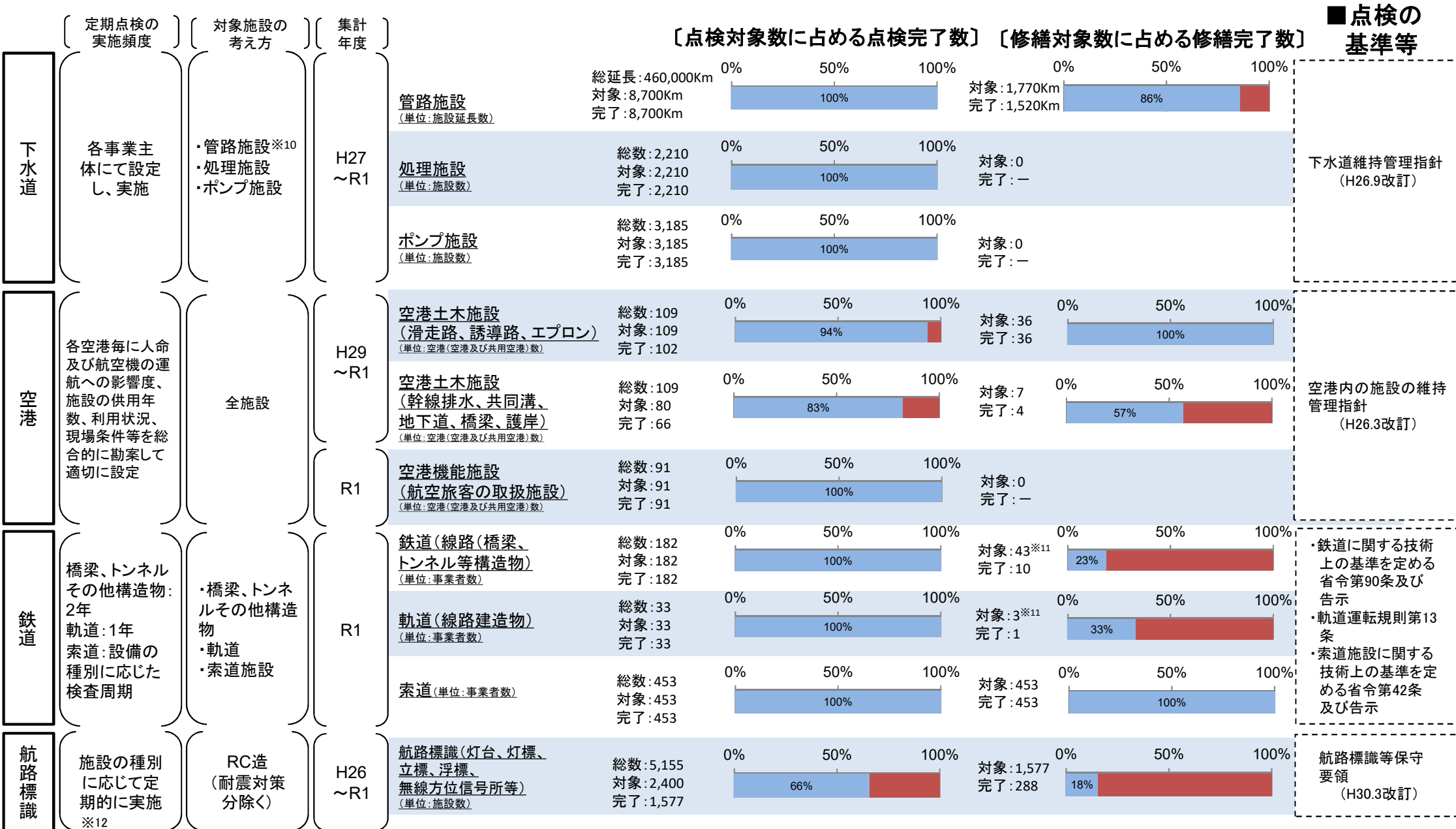
※8 定期点検の他、日常管理における巡視・点検等の結果を踏まえ、必要に応じて随時修繕等を実施しているため

※9 遊具を設置している都市公園及びカントリーパークが対象



(1)点検の実施と修繕④

■点検と修繕の進捗状況(令和2年3月末時点)



※10 平成24年度において布設後50年以上経過した管きよを対象
 ※11 H31.3末時点で維持管理標準健全度A1相当以上の施設(トンネル、橋梁、高架橋)を有する事業者(修繕中を含む)
 ※12 H26年度からR5年度までに点検を完了させる予定。



(2) 基準類の整備①

○全ての分野で基準類の整備を完了しており、今後も必要に応じて改訂していく。

■ 基準類の整備状況

分野	内容	整備時期
道路	橋梁、トンネル等の「定期点検要領」を策定	平成26年6月 平成31年2月改訂
河川	中小河川の堤防等河川管理施設及び河道点検要領を策定	平成29年3月
	ダム・堰施設技術基準、及び揚排水ポンプ設備技術基準を改定	平成28年3月 平成29年3月
ダム	河川砂防技術基準維持管理編(ダム編)の策定	平成28年3月
砂防	『砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)』を策定	平成26年6月 平成31年3月改訂 令和2年3月改訂
	『砂防関係施設点検要領(案)』を策定	平成26年9月 平成31年3月改訂 令和2年3月改訂
海岸	海岸保全施設維持管理マニュアルの改訂	平成26年3月 平成30年5月改訂 令和2年6月改訂
	「海岸法の一部を改正する法律等」により、海岸保全施設に関する維持・修繕の責務の明確化、維持又は修繕の技術的基準を定める	平成26年12月
下水道	下水道維持管理指針の改訂	平成26年9月
港湾	「港湾の施設の点検診断ガイドライン」の策定	平成26年7月
	「特定技術基準対象施設に関する報告の徴収及び立入検査等のガイドライン」の策定	平成26年7月
空港	空港内の施設の維持管理指針の改訂	平成26年3月
鉄道	鉄道構造物等維持管理標準等の検証のとりまとめ	平成29年10月
自動車道	一般自動車道の維持管理要領の改訂	平成29年3月

(2) 基準類の整備②

■ 基準類の整備状況(令和2年3月末時点)

分野	内容	整備時期
航路標識	劣化診断マニュアルの策定、本格導入	平成27年3月
公園	公園施設の安全点検に係る指針(案)の策定	平成27年4月
	都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)の改定	平成26年6月
公営住宅 UR住宅	公営住宅等長寿命化計画策定指針の改訂	平成28年8月
	事業主体(UR)独自のマニュアル等の改訂	平成26年3月
観測施設 (測量標)	「電子基準点現地調査作業要領」 及び「国土地理院験潮場保守及び測定要領」の見直し	平成27年5月 平成29年3月改訂 平成30年1月改訂 令和元年6月改訂

(3) 情報基盤の整備と活用①

- 全ての分野で情報基盤の運用を開始している。
- 継続的にデータを更新し、データの利活用を促進する。

■既存データベースの改善等・新規データベースの構築の状況(令和2年3月末時点)

分野	内容	進捗段階と今後の予定				
		①局内・庁内検討	②システム設計	③システム構築	④運用	⑤データ拡充・更新
道路 (橋梁)	橋梁について、国土交通省及び地公体の施設を対象に、「全国道路橋データベース」を試行	▶	▶	▶	▶	▶
道路	点検要領に基づく内容を蓄積するデータベースを構築	▶	▶	▶	▶	▶
河川	国交省が管理する施設を対象にデータベースを構築	▶	▶	▶	▶	▶
	地公体が管理する施設のデータベース化を検討	▶			※	
ダム	国交省が管理する施設を対象にデータベースを構築	▶	▶	▶	▶	▶
	地公体が管理する施設のデータベース化を検討	▶			※	
砂防	国交省が施工管理する施設を対象にデータベースを構築	▶	▶	▶	▶	▶
	地公体が管理する施設のデータベース化を検討	▶	▶		※	
海岸	海岸管理者の施設を対象にデータベースを構築	▶	▶	▶	▶	▶
下水道	地公体が管理する施設を対象に下水道施設情報システムを構築	▶	▶	▶	▶	▶
	システム構築、地方自治体データの電子化促進	▶	▶	▶	▶	▶
港湾	国有港湾施設を対象に、データベースを構築	▶	▶	▶	▶	▶
	国有港湾施設のデータベースに港湾管理者の施設を追加	▶	▶	▶	▶	▶
空港	「空港施設CALSシステム」を構築	▶	▶	▶	▶	▶
	「空港舗装巡回等点検システム」を全ての国管理空港に導入	▶	▶	▶	▶	▶
	「運用・信頼性管理装置」を活用したデータベースを構築(無線施設)	▶	▶	▶	▶	▶

※ ②システム設計、③システム構築、④運用、⑤データ拡充・更新は、調査検討結果に基づき地方公共団体が実施

(3)情報基盤の整備と活用②

■既存データベースの改善等・新規データベースの構築の状況(令和2年3月末時点)

分野	内容	進捗段階と今後の予定				
		①局内・庁内検討	②システム設計	③システム構築	④運用	⑤データ拡充・更新
鉄道	中小鉄道事業者等の鉄道構造物を対象に、データベースを構築、情報を蓄積	▶				
自動車道	自動車道事業者の施設を対象にデータベースを構築	▶				
航路標識	データベースを構築、情報を蓄積	▶				
公園	国交省が管理する施設を対象に、データベースを構築し、情報を蓄積	▶				
	地公体が管理する施設の共通のデータベースのあり方について、調査検討	▶				
公営住宅 UR住宅	地公体が管理する施設のデータベースについて共通的な事項やあり方を調査検討	▶		※		
	URにおいて、共通のデータベースを構築	▶				
官庁施設	全ての官庁施設を対象とし、データベース(官庁施設情報管理システム(BIM MS-N))に情報を蓄積	▶				
観測施設 (測量標)	国土地理院の施設を対象に、「電子基準点属性データ」及び「験潮場の情報」を構築し、情報を蓄積(測量標)	▶				
観測施設 (気象レーダー 施設)	気象庁の施設を対象に、データベースを構築し、情報を蓄積	▶				
横断的施策	社会資本情報プラットフォームのシステム検討、構築プロトタイプ部分の運用・評価	▶				

※ ②システム設計、③システム構築、④運用、⑤データ拡充・更新は、調査検討結果に基づき地方公共団体が実施

(4)個別施設計画の策定①

○多くの分野で個別施設計画の策定が進んでいる。

■個別施設計画の策定状況(令和2年3月末時点)

分野	対象施設	個別施設計画策定状況				
		①総数	②計画策定対象施設数	③計画策定完了施設数	④策定対象割合(②/①)	⑤計画策定率(③/②)
道路	橋梁(橋長2m以上)(単位:団体数)	1,824	1,824	1,678	100%	92%
	トンネル(単位:団体数)	712	712	507	100%	71%
	大型の構造物(単位:団体数)	757	757	528	100%	70%
河川・ダム	主要な河川構造物(単位:施設数)	45,619	16,349	15,912	36%	97%
	ダム(単位:施設数)	564	564	557	100%	99%
砂防	砂防設備(砂防堰堤・床固工等)(単位:事業主体数) 地すべり防止施設(単位:事業主体数) 急傾斜地崩壊防止施設(単位:事業主体数)	90	90	90	100%	100%
海岸 ^{※1}	堤防・護岸・胸壁等(単位:地区海岸数)	5,440	4,754	4,255	87%	90%
下水道 ^{※2}	管路施設、処理施設、ポンプ施設(単位:事業者数)	1,471	1,471	1,471	100%	100%
港湾 ^{※3}	係留施設(単位:施設数)	14,183	14,053	13,520	99%	96%
	外郭施設(単位:施設数)	19,148	18,809	14,616	98%	78%
	臨港交通施設(単位:施設数)	9,727	9,668	7,672	99%	79%
	廃棄物埋立護岸(単位:施設数)	193	181	133	94%	73%
	その他(水域施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設)(単位:施設数)	18,220	9,483	5,279	52%	56%

※1 国土交通省所管海岸のみ対象(一部事務組合、港務局を含む)

※2 下水道は、下水道法(H27.5改正)に基づく事業計画を個別施設計画としている

※3 一部事務組合、港務局を含む

(4)個別施設計画の策定②

■個別施設計画の策定状況(令和2年3月末時点)

分野	対象施設	個別施設計画策定状況				
		①総数	②計画策定対象施設数	③計画策定完了施設数	④策定対象割合(②/①)	⑤計画策定率(③/②)
空港	空港土木施設(滑走路、誘導路、エプロン)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	109	109	109	100%	100%
	空港土木施設(幹線排水、共同溝、地下道、橋梁、護岸)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	109	80	80	73%	100%
	空港機能施設(航空旅客の取扱施設)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	91	91	65	100%	71%
鉄道	鉄道(線路(橋梁、トンネル等構造物))(単位:事業者数)	182	182	182	100%	100%
	軌道(線路建造物)(単位:事業者数)	33	33	33	100%	100%
自動車道	橋(単位:施設数)	92	92	66	100%	72%
	トンネル(単位:施設数)	8	8	8	100%	100%
	大型の構造物(門型標識等)(単位:施設数)	23	23	16	100%	70%
航路標識	航路標識(灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等)(単位:施設数)	5,155	5,155	5,155	100%	100%
公園	都市公園(国営公園)(単位:公園数)	17	17	17	100%	100%
	都市公園(単位:地方公共団体数)	712	712	676	100%	95%
住宅	公営住宅(単位:事業主体数)	1,680	1,680	1,516	100%	90%
	UR賃貸住宅(単位:棟数)	15,316	15,316	15,316	100%	100%
	公社賃貸住宅(単位:事業主体数) ^{※4}	11	11	11	100%	100%
官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	7,570	5,613 ^{※5}	5,567	74%	99%
	宿舎(単位:施設数)	3,854	3,279 ^{※5}	3,255	85%	99%

※4 管理戸数1,000戸以上

※5 各省庁の行動計画において個別施設計画の策定対象としている施設数

(5)維持管理・更新等に係るコストの算定①

○計画的な維持管理・更新を図るため、維持管理・更新等に係るコストの算定を進める。

■維持管理・更新等に係るコストの算定状況(令和2年3月末時点)

分野	対象施設	維持管理・更新等に係るコスト算定状況				
		①総数	②コスト算定対象数	③コスト算定完了数	④コスト算定対象割合(②/①)	⑤コスト算定率(③/②)
道路※1	橋梁(橋長2m以上)	1,824	—	—	—	—
	トンネル	712	—	—	—	—
	大型の構造物	757	—	—	—	—
河川・ダム	主要な河川構造物(単位:施設数)※1	45,619	—	—	—	—
	ダム(単位:施設数)	564	564	546	100%	97%
砂防	砂防設備(砂防堰堤・床固工等)(単位:事業主体数) 地すべり防止施設(単位:事業主体数) 急傾斜地崩壊防止施設(単位:事業主体数)	90	90	90	100%	100%
海岸※2	堤防・護岸・胸壁等(単位:地区海岸数)	5,440	4,754	3,909	87%	82%
下水道	管路施設、処理施設、ポンプ施設(単位:事業者数)	1,471	1,471	1,471	100%	100%
港湾※3	係留施設(単位:施設数)	14,183	14,053	9,735	99%	69%
	外郭施設(単位:施設数)	19,148	18,809	9,009	98%	48%
	臨港交通施設(単位:施設数)	9,727	9,668	4,179	99%	43%
	廃棄物埋立護岸(単位:施設数)	193	181	82	94%	45%
	その他(水域施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設)(単位:施設数)	18,220	9,483	2,544	52%	27%

※1 維持管理・更新等に係るコストの算定について、集計作業を行っているところであり、とりまとめ次第、公表予定

※2 国土交通省所管海岸のみ対象(一部事務組合、港務局を含む)

※3 一部事務組合、港務局を含む

(5)維持管理・更新等に係るコストの算定②












■維持管理・更新等に係るコストの算定状況(令和2年3月末時点)

分野	対象施設	維持管理・更新等に係るコスト算定状況				
		①総数	②コスト算定対象数	③コスト算定完了数	④コスト算定対象割合(②/①)	⑤コスト算定率(③/②)
空港	空港土木施設(滑走路、誘導路、エプロン)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	109	109	109	100%	100%
	空港土木施設(幹線排水、共同溝、地下道、橋梁、護岸)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	109	80	80	73%	100%
鉄道	鉄道(線路(橋梁、トンネル等構造物))(単位:事業者数)	182	182	182	100%	100%
	軌道(線路建造物)(単位:事業者数)	33	33	33	100%	100%
自動車道	橋(単位:施設数)	92	92	66	100%	72%
	トンネル(単位:施設数)	8	8	8	100%	100%
	大型の構造物(門型標識等)(単位:施設数)	23	23	16	100%	70%
航路標識	航路標識(灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等)(単位:施設数)	5,155	5,155	5,155	100%	100%
公園	都市公園(国営公園)(単位:公園数)	17	17	17	100%	100%
	都市公園(単位:地方公共団体数)	712	712	676	100%	95%
住宅	公営住宅(単位:事業主体数)	1,680	1,680	1,516	100%	90%
	UR賃貸住宅(単位:棟数)	15,316	15,316	15,316	100%	100%
	公社賃貸住宅(単位:事業主体数)	11	11	11	100%	100%
官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	7,570	5,613	5,567	74%	99%
	宿舎(単位:施設数)	3,854	3,279	3,255	85%	99%

(6)新技術の開発・導入①

○一部の技術では、既に現場での実証を完了し、現場導入・普及まで進捗している。

■新技術の開発・導入の状況(令和2年3月末時点)

分野	内容	進捗段階と今後の予定					
		①ニーズ・シーズの把握	②研究・開発	③現場での実証	④実証結果の分析・評価	⑤現場導入	⑥普及
道路	「新道路技術会議」を活用した研究開発・産学官共同研究開発を推進						令和2年度以降
	民間開発技術の公募・試行・評価を推進						
	点検・診断合理化のための研究開発等を推進						令和2年度以降
河川	河道・堤防・コンクリートの効率的な点検・診断技術の開発と実用化及び長寿命化に資する技術開発						令和2年度以降
	水中部における近接目視等を代替・支援する技術等について、民間等のロボットを公募						令和2年度以降
ダム	効率的なダム堤体の健全度診断技術等の新技術の開発・活用の促進						令和2年度以降
	水中部における近接目視等を代替・支援する技術等について、民間等のロボットを公募						
砂防	効率的な維持管理等に資する新技術の実証(トータルコストの低減等)						令和2年度以降
	砂防設備等の点検合理化のための研究開発を推進						令和2年度以降
海岸	海岸保全施設等の点検合理化のための研究開発を推進						令和2年度以降
下水道	効率的な点検調査技術の実証(点検調査速度の向上、費用の低減)、導入促進						
	設備劣化診断技術の実証、導入促進						令和2年度以降

(7)新技術の開発・導入②

■新技術の開発・導入の状況(令和2年3月末時点)

分野	内容	進捗段階と今後の予定					
		①ニーズ・シーズの把握	②研究・開発	③現場での実証	④実証結果の分析・評価	⑤現場導入	⑥普及
港湾	リプレイサブル栈橋技術(上部コンクリート床版の交換の簡易化)の導入促進					令和2年度以降	
	鉄筋コンクリート内の鉄筋腐食状況をセンサーにより感知する技術の導入促進						令和元年度以降
	視覚データを連続的に取得する遠隔操作無人調査装置(ROV等)の開発について、技術的課題の解決を目指す					令和2年度以降	
空港 (滑走路等 舗装)	維持管理の効率化のための技術として開発した空港舗装点検システムを、国管理の全空港に普及						
	舗装の層間剥離を早期に確認するための技術として確立した熱赤外線カメラを国管理の全空港に普及						
	損傷の点検等手法の技術開発						令和3年度以降
	施設整備及び更新の際にライフサイクルコスト等の検討を行った上で、維持管理に配慮した構造、工法を検討						
鉄道	高架構造物における常時モニタリング等の技術開発及び評価の実施						令和2年度以降
	軽量化された打音検査装置の導入等						
航路標識	腐食劣化診断モニタリング技術について「劣化診断マニュアル」に基づく取組を推進し実証結果を評価						
公営住宅	外壁診断技術等の点検・診断技術の開発及び技術の周知等					令和3年度以降	
	「公的賃貸住宅長寿命化モデル事業」を通じ、先導性のある改修技術を導入しようとする取組を支援						
	改修のための技術等について、性能分野毎の課題、技術の概要及び工事の進め方等をまとめた「技術情報」、「個別技術シート集」を作成・公表し、普及を図る						

(6)新技術の開発・導入③

■新技術の開発・導入の状況(令和2年3月末時点)

分野	内容	進捗段階と今後の予定					
		①ニーズ・シーズの把握	②研究・開発	③現場での実証	④実証結果の分析・評価	⑤現場導入	⑥普及
官庁施設	長寿命化に資する材料・構工法について、改修等の機会を捉えて、現場導入・普及を検討	[進捗状況: ①から⑥まで完了]					
北海道	寒冷な自然環境下における構造物の維持管理のための技術開発等(劣化診断手法、性能評価手法、予防保全策、適切な施工法など) ※上段:凍害等による劣化 下段:凍害との各種複合劣化等	[進捗状況: ①から⑥まで完了]					
		令和3年度以降					
横断(モニタリング)	モニタリング技術の研究開発・導入	[進捗状況: ①から⑥まで完了]					
横断(ロボット)	「次世代社会インフラ用ロボット開発・導入検討会」によるニーズとシーズのマッチング(重点分野の策定) 「次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会」を通じた産学によるロボット技術の公募及び国土交通省の施設等での現場検証・評価	[進捗状況: ①から⑥まで完了]					
	開発途上の新技術の開発・改良に対する支援(経済産業省・NEDOによるプロジェクト)	※	[進捗状況: ②まで完了]	※			
横断(維持管理支援サイト)	NETIS上に維持管理に係る技術を対象とした「維持管理支援サイト」を立ち上げ	[進捗状況: ①から⑥まで完了]					
	現場のニーズに基づくテーマを設定し公募した維持管理に係る新技術を、現場で活用・評価し、有用と判断された技術につき、「維持管理支援サイト」における情報提供等を通じて普及促進	[進捗状況: ①から⑥まで完了]					

※ 国土交通省の次世代インフラ用ロボットの現場検証等の取り組みと連携を図り研究開発を実施。

(7)法令等の整備

○点検や技術基準などに関する法令等の整備は完了している。

■法令等の整備状況

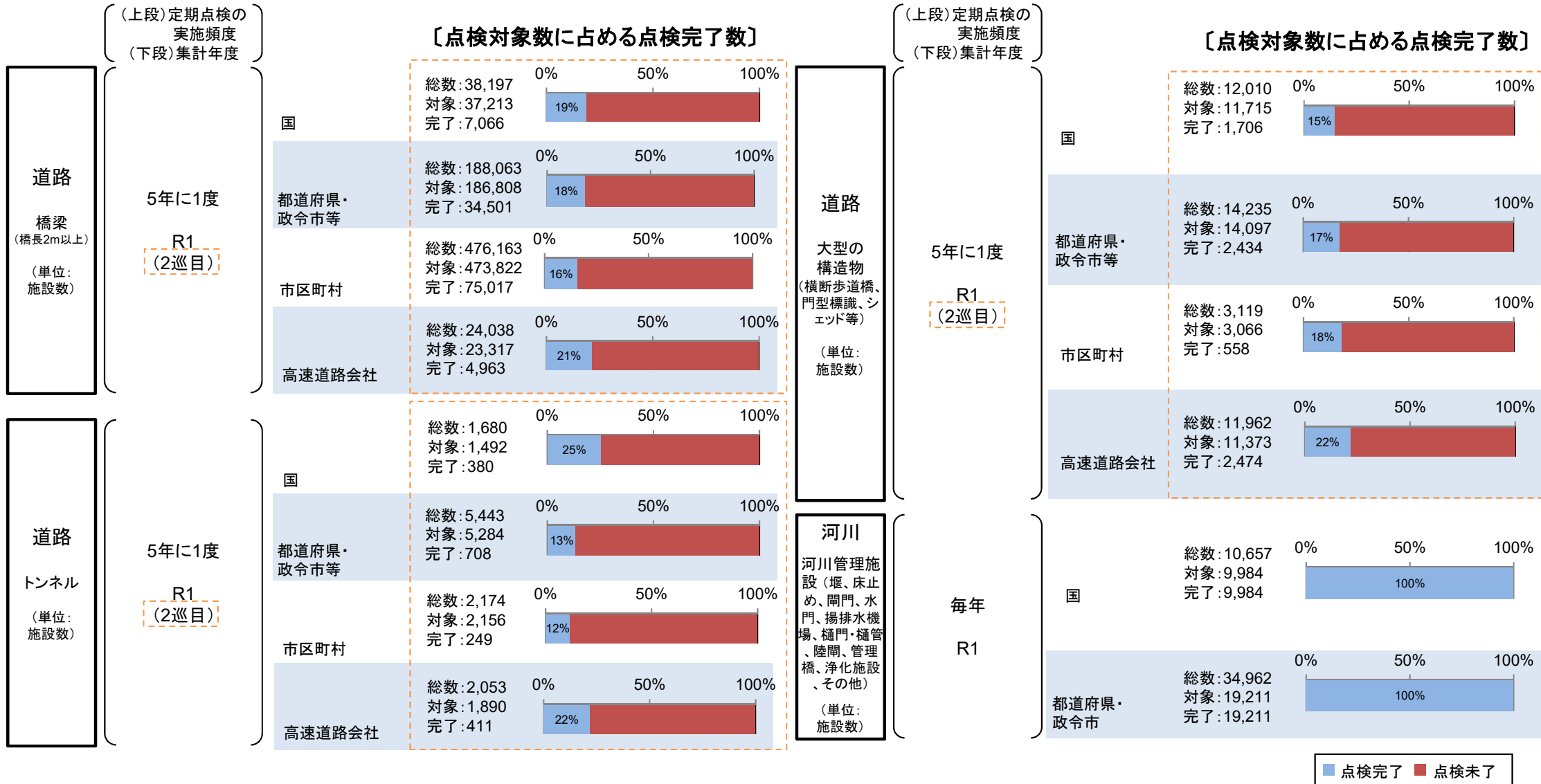
分野	内容	改定時期
道路	【道路法】 ・5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定 ・健全度の判定区分を4つに区分	H25.6.5 公布 9.2 一部施行
	【道路整備特別措置法・高速道路機構法】 ・計画的な更新を行う枠組みの構築 ・更新需要に対応した新たな料金徴収年限の設定	H26.6.4 公布 6.30 一部施行
河川	【河川法】 ・点検の規定の整備 ・技術基準の規定	H25.6.12 公布 12.11 一部施行
海岸	【海岸法】 ・海岸管理者の海岸保全施設に関する維持・修繕の責務を明確化 ・予防保全の観点から維持又は修繕に関する技術的基準を策定 ・海岸協力団体の指定による地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実	H26.6.11 公布 12.10 全部施行
下水道	【下水道法】 ・点検の規定の整備 ・技術基準の規定	H27.5.20 公布 11.19 全部施行
港湾	【港湾法】 ・点検の規定の整備 等 ・港湾管理者による民有施設への報告徴収、立入検査等	H25.6.5 公布 8.1 一部施行
公園	【都市公園法】 ・維持及び修繕に関する基準の規定	H29.5.12 公布 H30.4.1 一部施行

2. 管理者別の進捗状況

(1)点検の実施① (管理者別)

○道路分野で2巡目の点検に入るなど、概ね順調に点検を実施している。

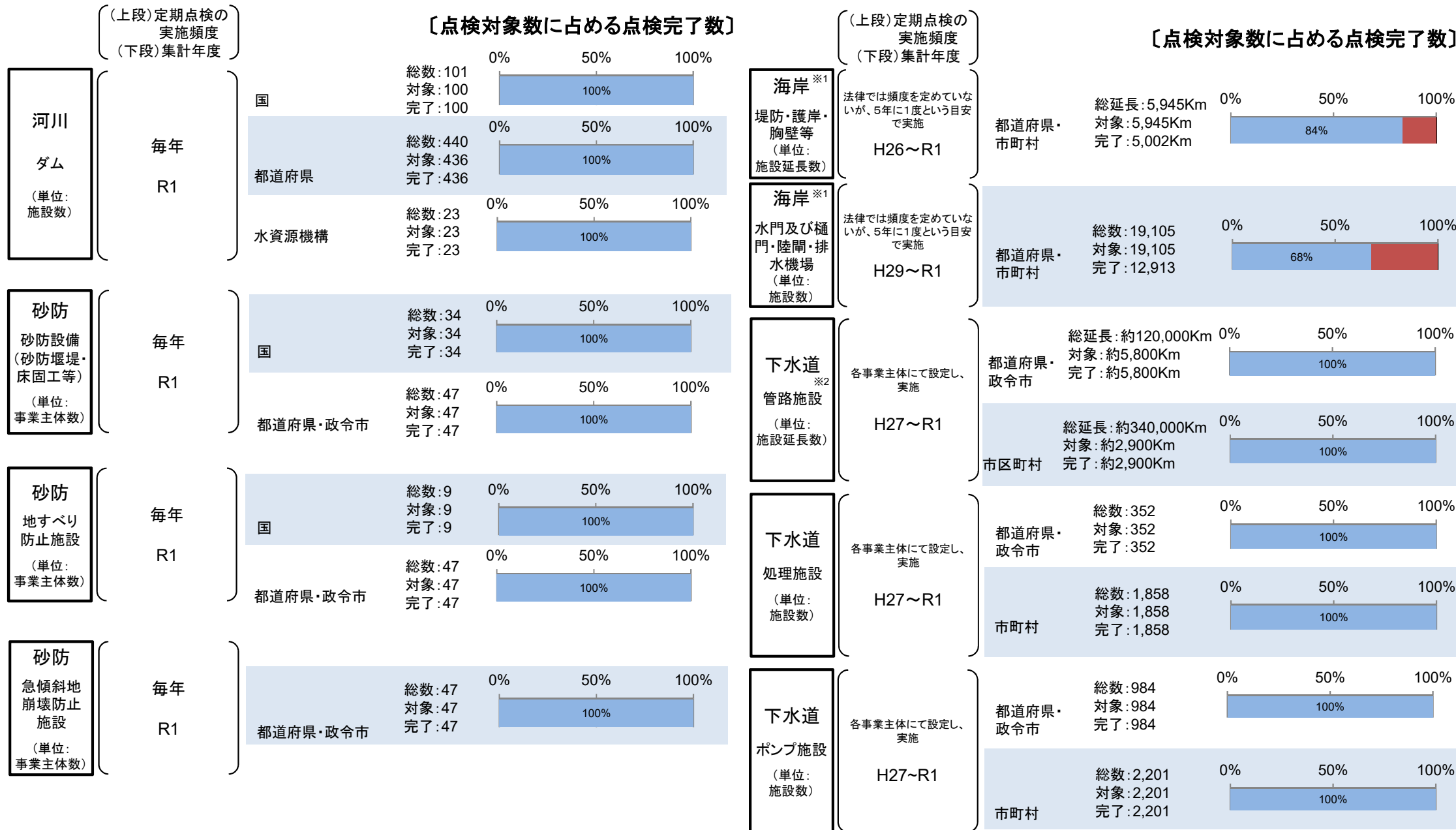
■点検の進捗状況(令和2年3月末時点)



■点検完了 ■点検未了

(1)点検の実施② (管理者別)

■点検の進捗状況(令和2年3月末時点)

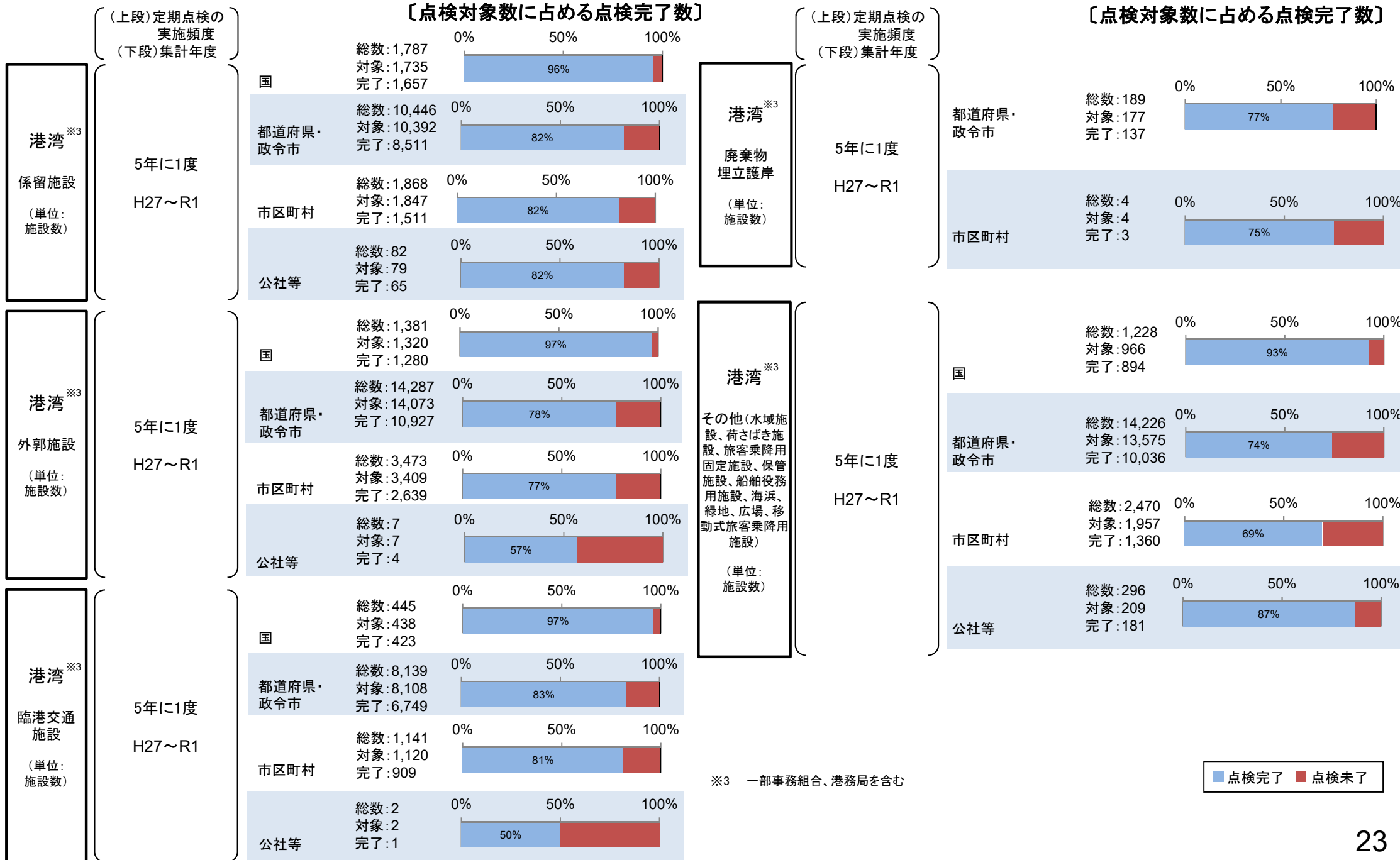


■ 点検完了 ■ 点検未了

※1 国土交通省所管海岸のみ対象(一部事務組合、港務局を含む)
 ※2 平成24年度において布設後50年以上経過した管きよを対象

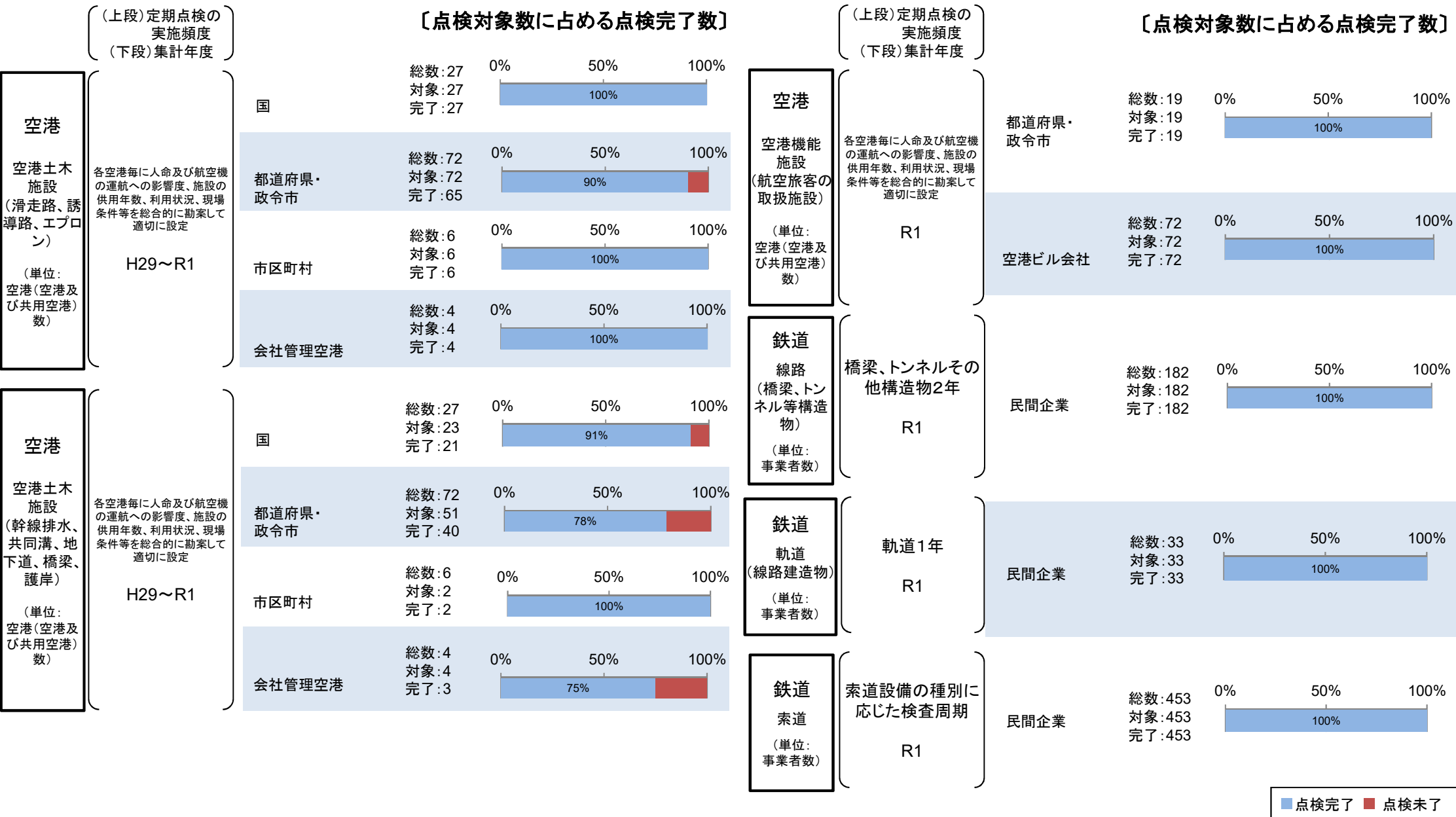
(1)点検の実施③ (管理者別)

■点検の進捗状況(令和2年3月末時点)



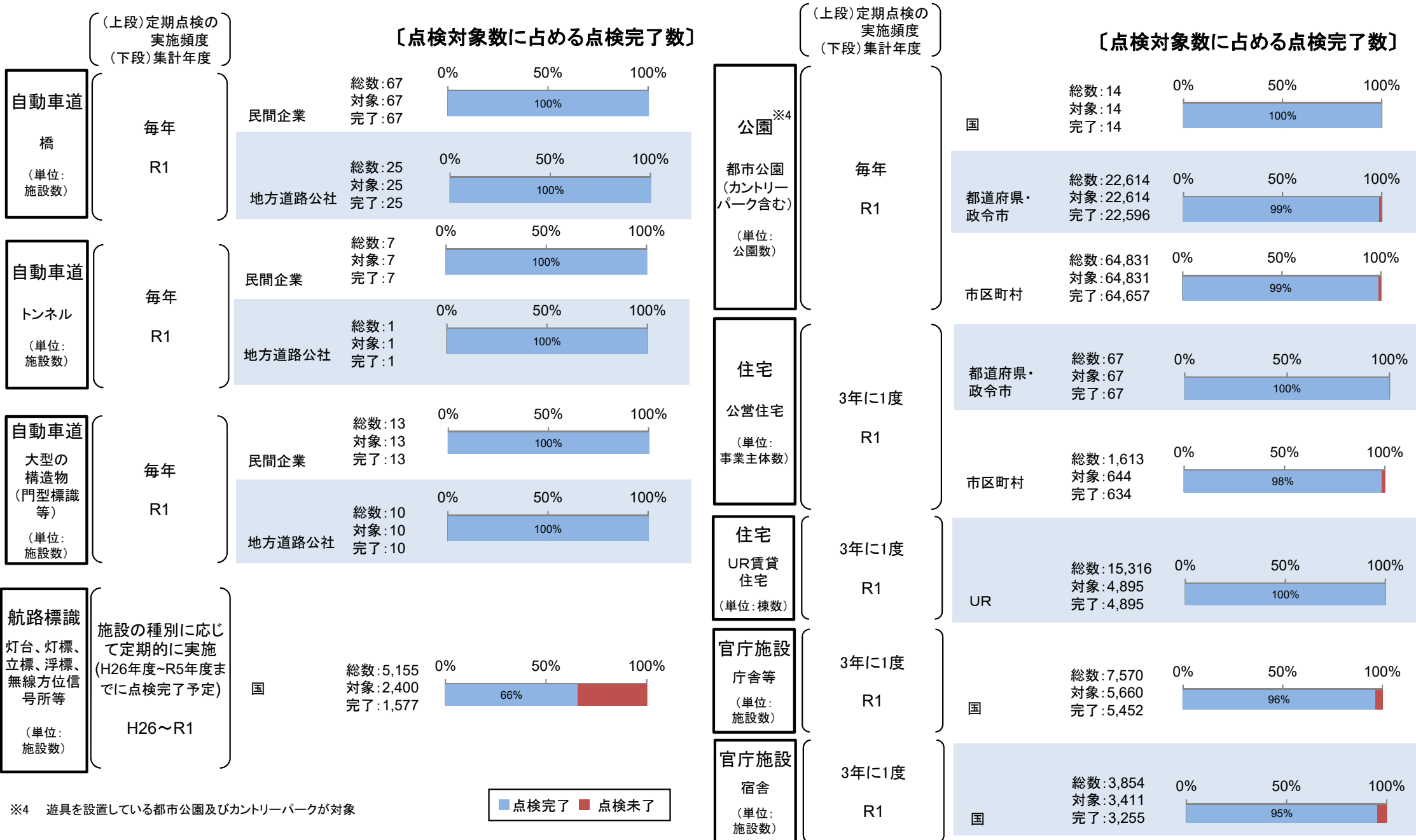
(1)点検の実施④ (管理者別)

■点検の進捗状況(令和2年3月末時点)



(1)点検の実施⑤ (管理者別)

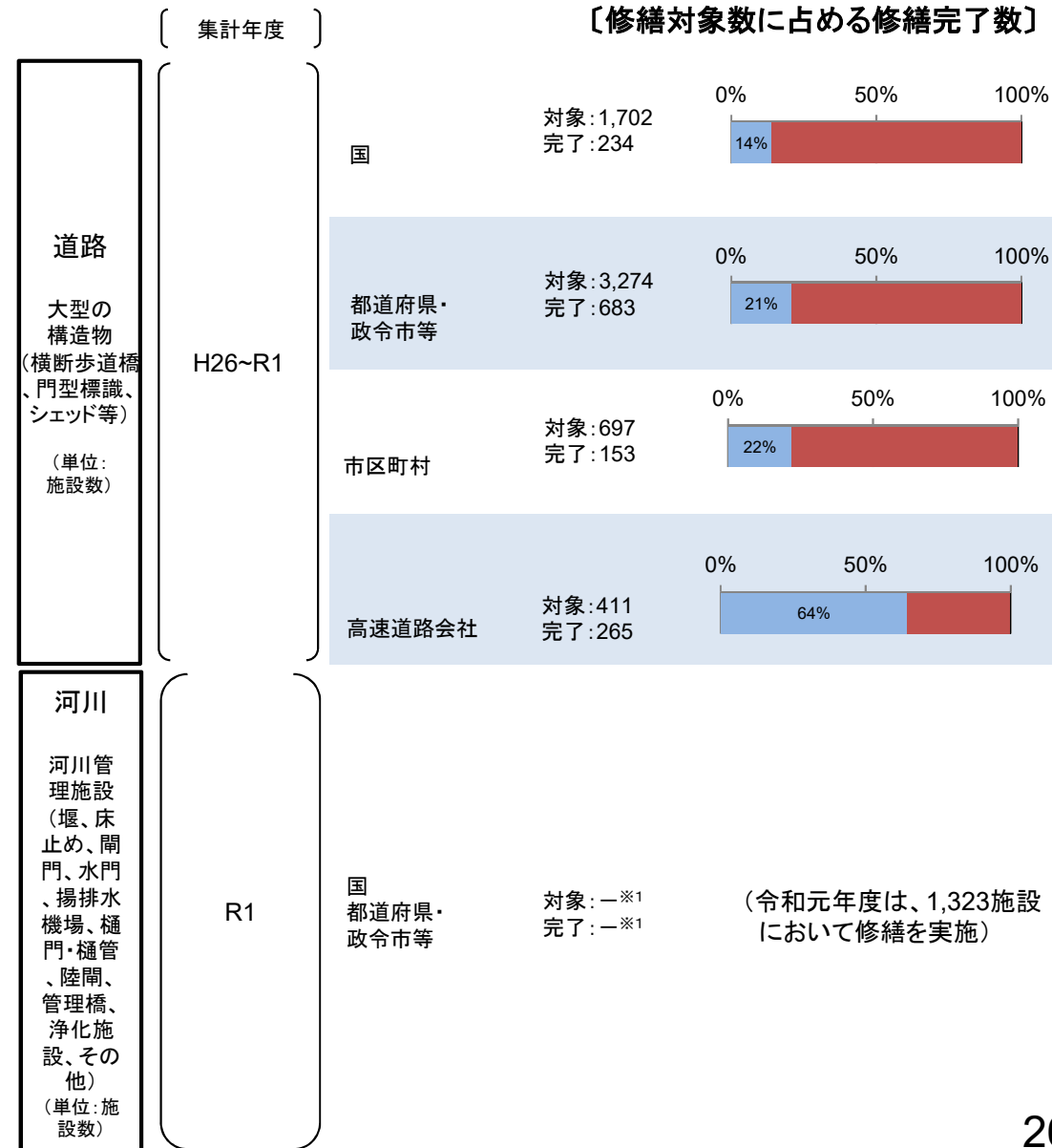
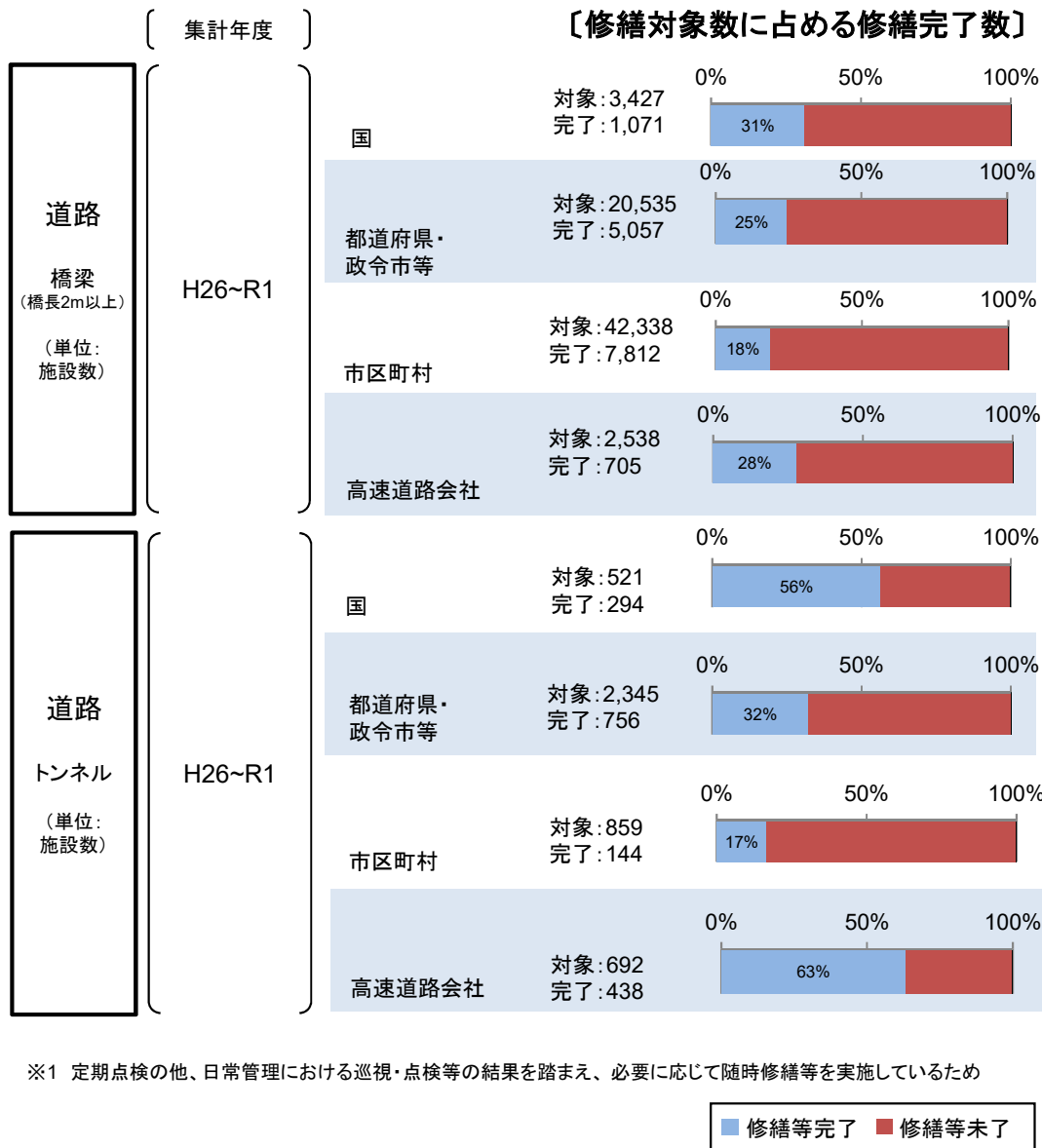
■点検の進捗状況(令和2年3月末時点)



(2)修繕の実施① (管理者別)

○修繕が必要な施設への措置が遅れている分野がある。

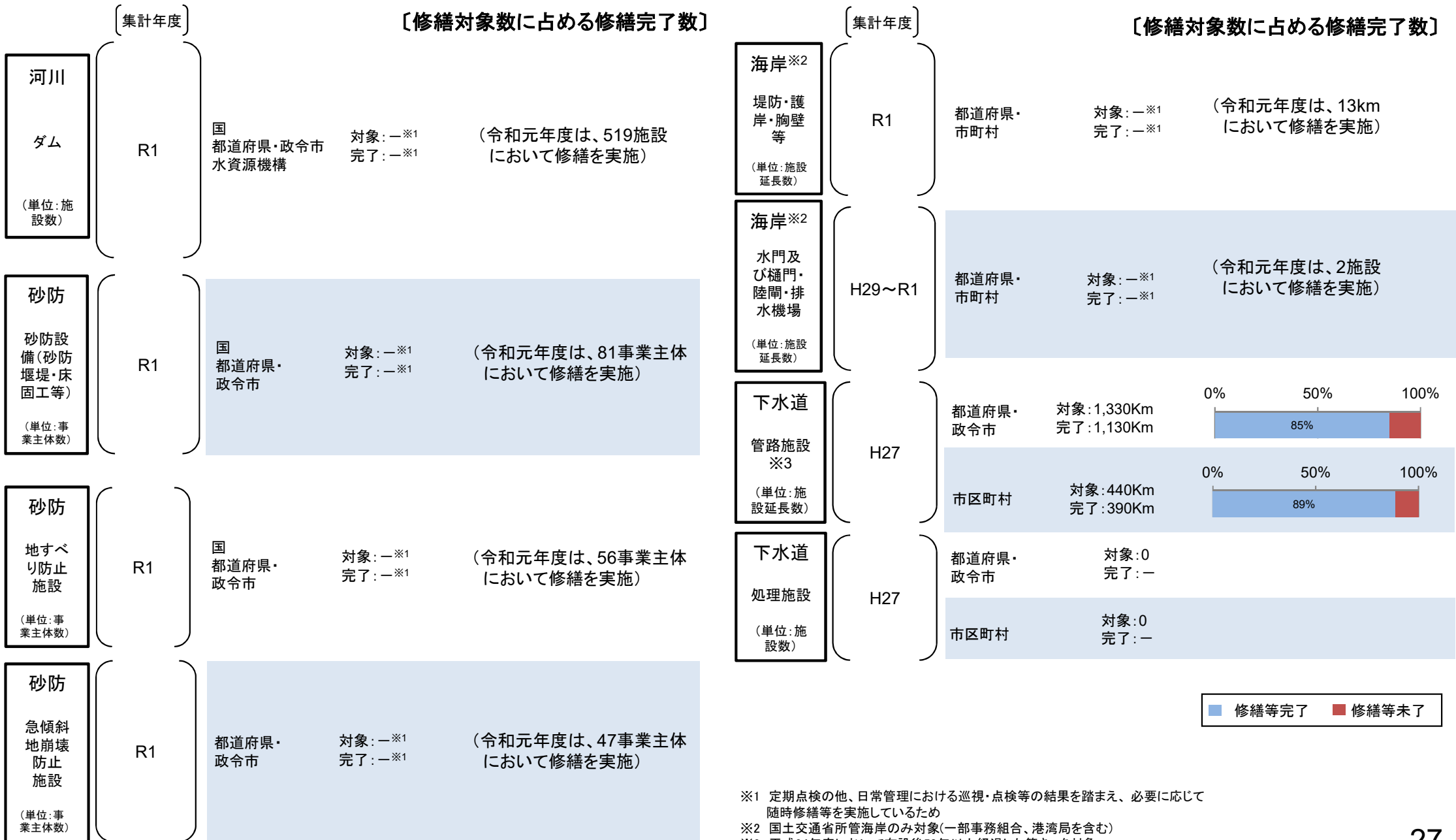
■修繕の進捗状況(令和2年3月末時点)



※1 定期点検の他、日常管理における巡視・点検等の結果を踏まえ、必要に応じて随時修繕等を実施しているため

(2)修繕の実施② (管理者別)

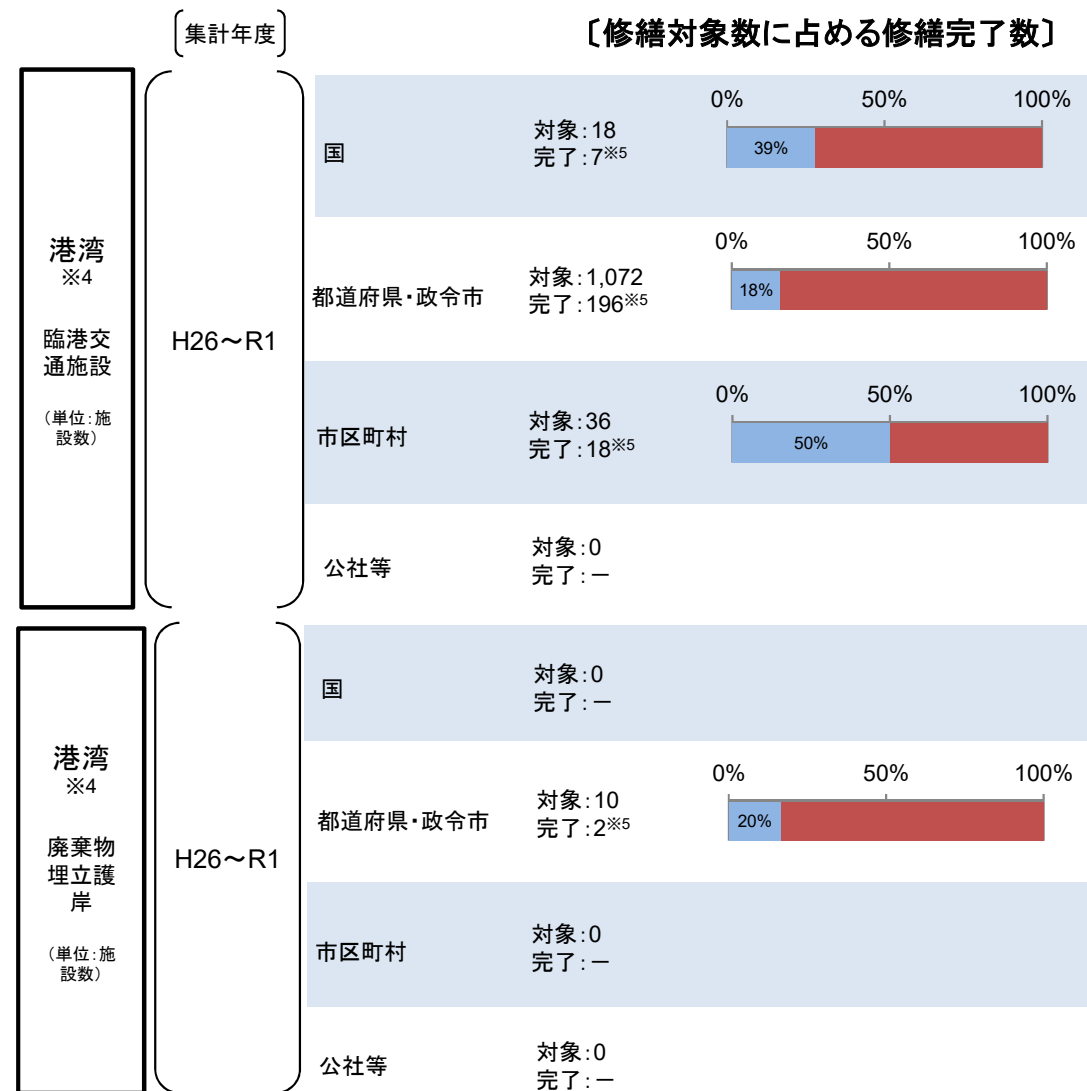
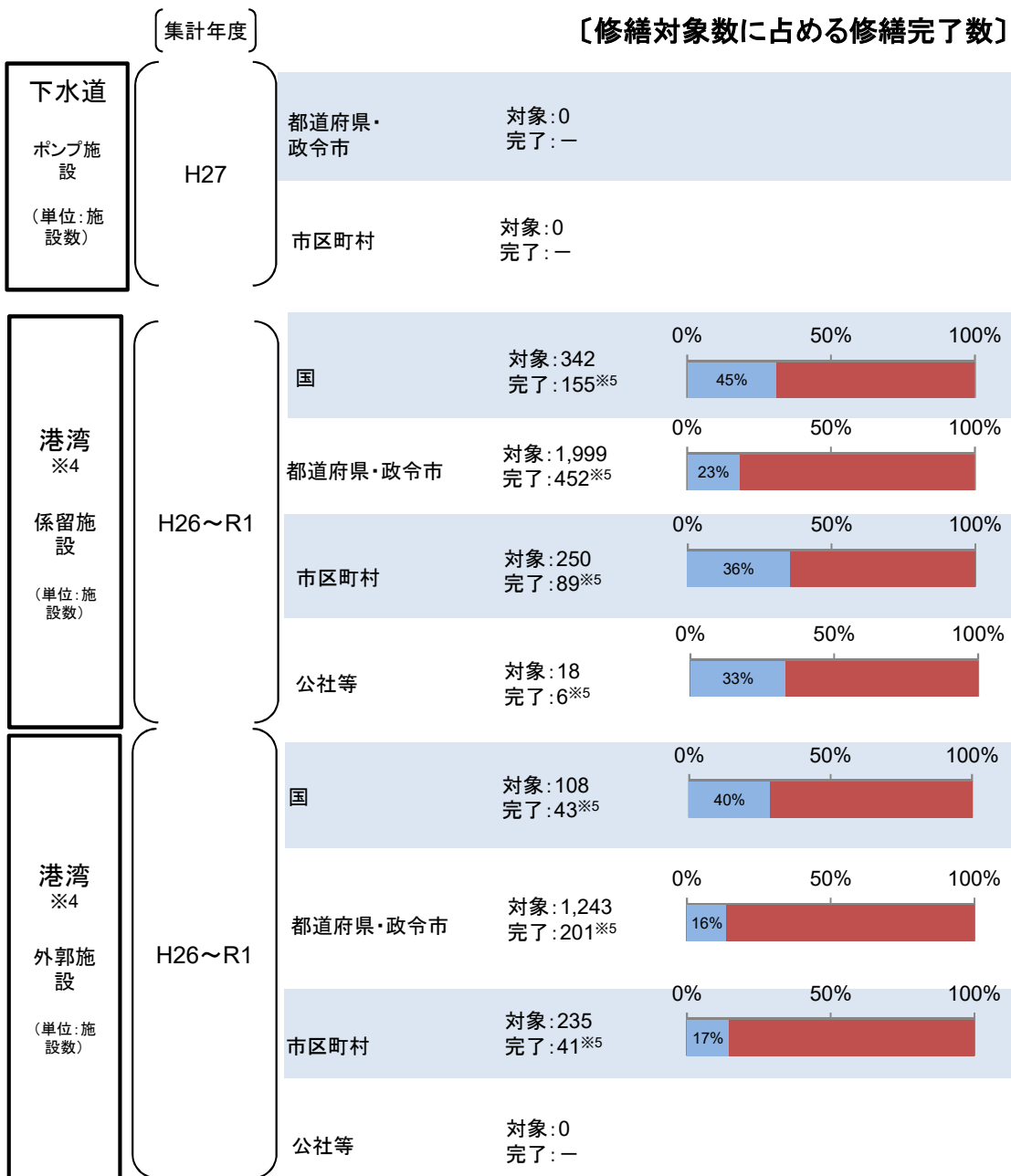
■修繕の進捗状況(令和2年3月末時点)



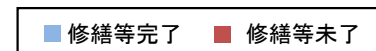
※1 定期点検の他、日常管理における巡視・点検等の結果を踏まえ、必要に応じて
随時修繕等を実施しているため
※2 国土交通省所管海岸のみ対象(一部事務組合、港湾局を含む)
※3 平成24年度において布設後50年以上経過した管きよを対象

(2)修繕の実施③ (管理者別)

■修繕の進捗状況(令和2年3月末時点)

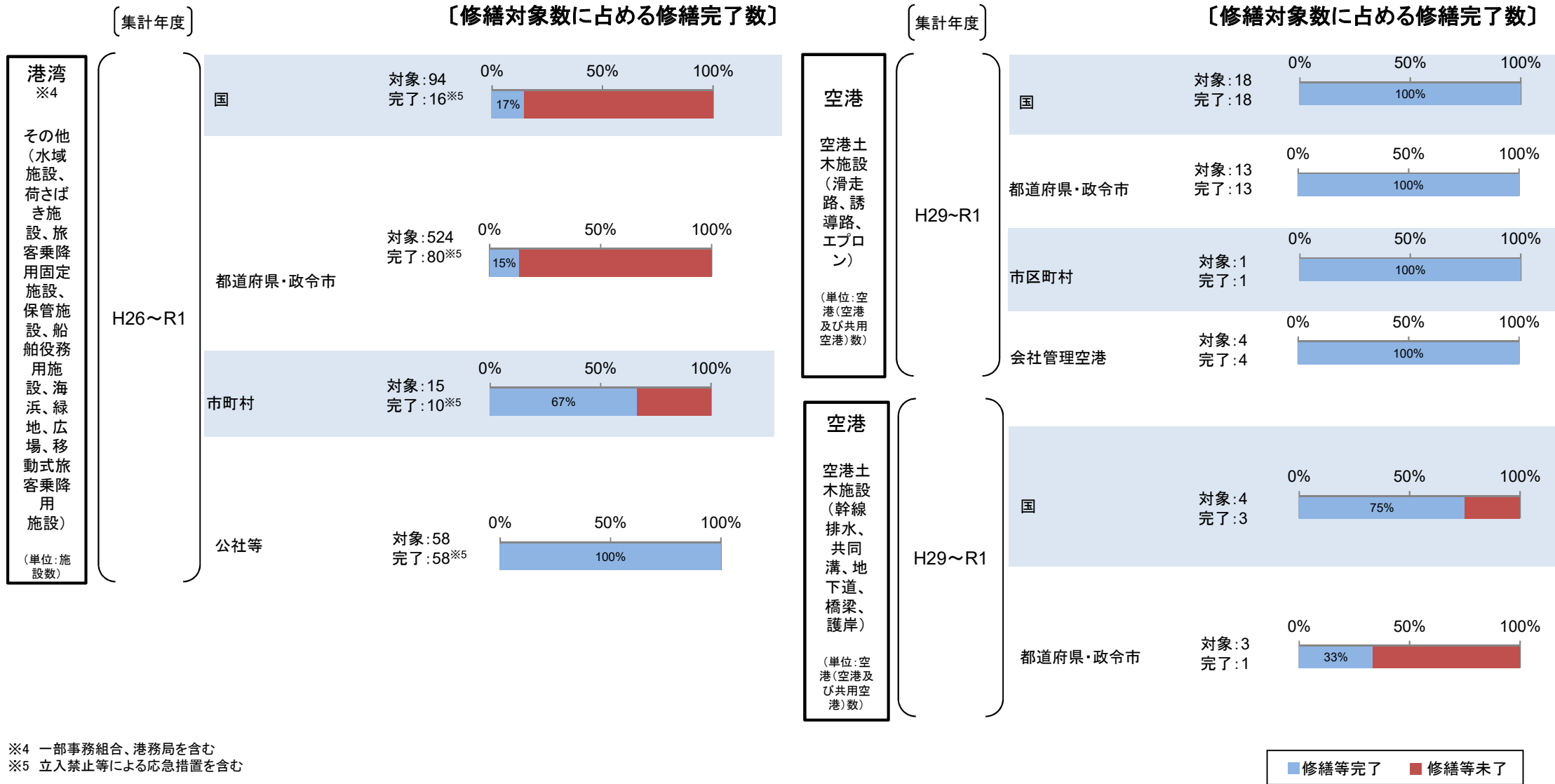


※4 一部事務組合、港務局を含む
 ※5 立入禁止等による応急措置を含む



(2)修繕の実施④ (管理者別)

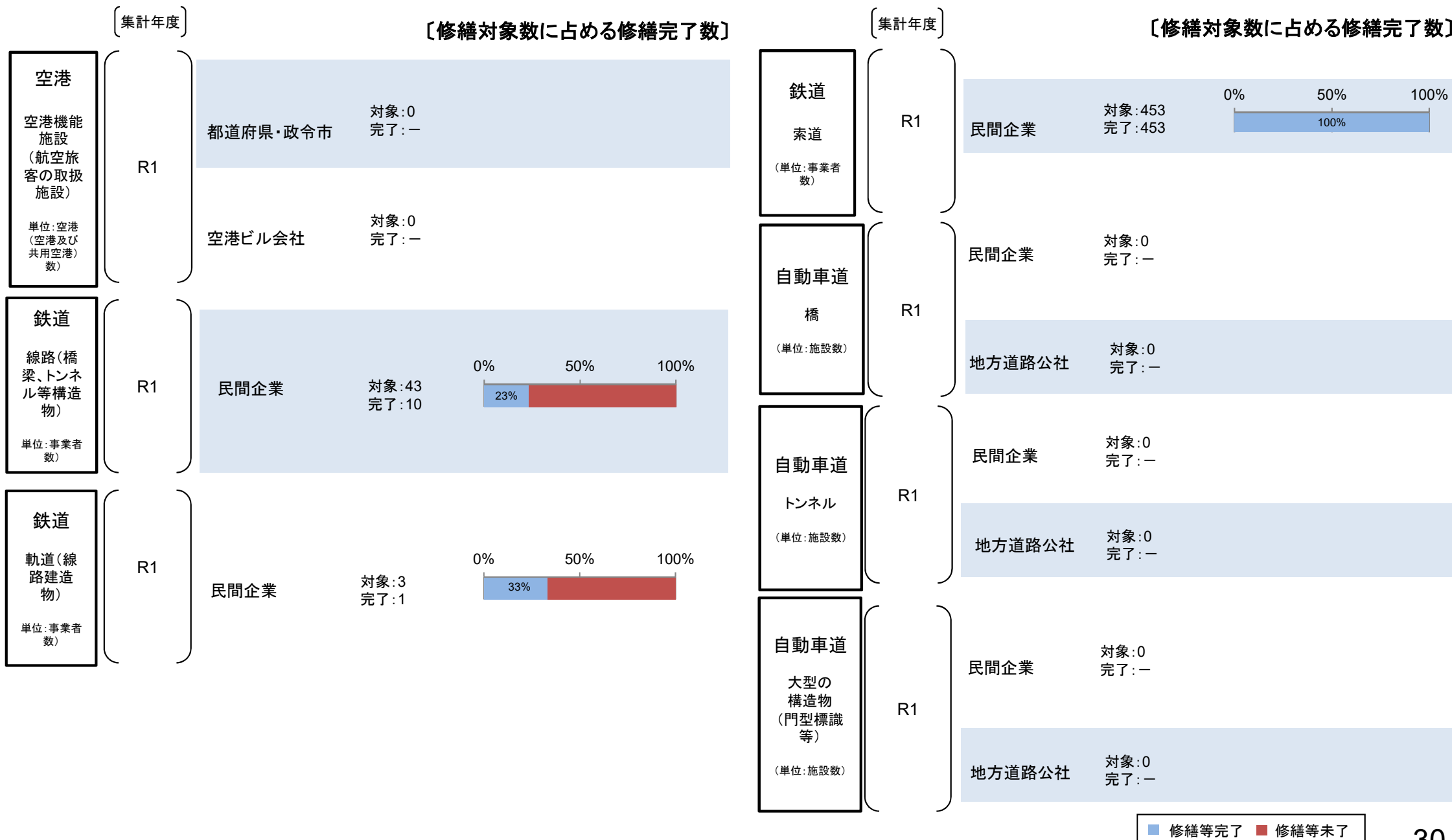
■修繕の進捗状況(令和2年3月末時点)



※4 一部事務組合、港務局を含む
 ※5 立入禁止等による応急措置を含む

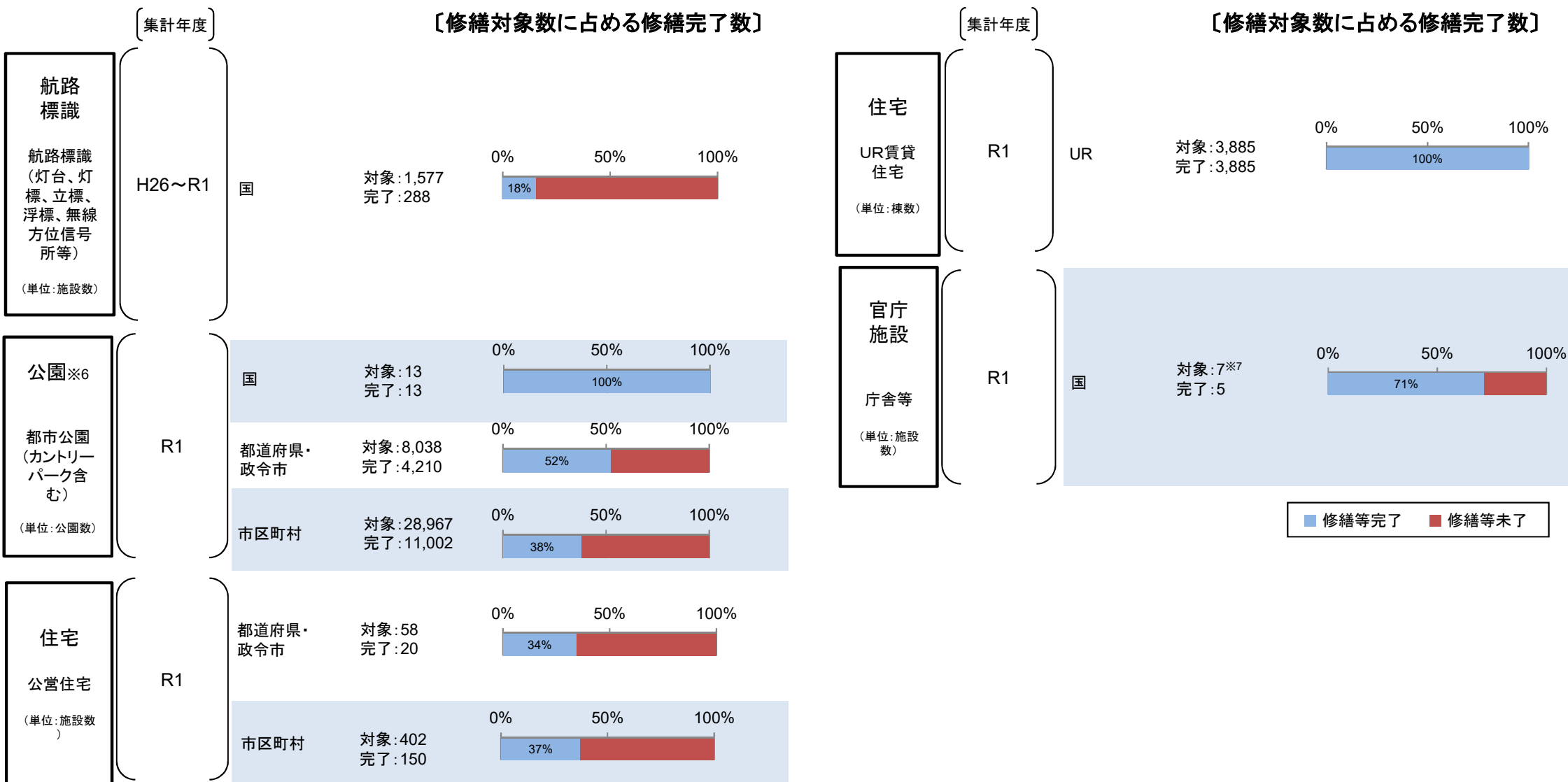
(2)修繕の実施⑤ (管理者別)

■修繕の進捗状況(令和2年3月末時点)



(2)修繕の実施⑥ (管理者別)

■修繕の進捗状況(令和2年3月末時点)



■ 修繕等完了 ■ 修繕等未了

※6 遊具を設置している都市公園及びカントリーパークが対象
 ※7 合同庁舎のうち築後30年が経過したもので、長寿命化を図るべき施設のうち、「外壁が著しく劣化」している施設

(3)個別施設計画の策定①（管理者別）

○多くの分野で個別施設計画の策定が進んでいる。引き続き、地方公共団体等が管理する施設の計画策定の促進に取り組む。

■個別施設計画の策定状況(令和2年3月末時点)

分野	対象施設	管理者	個別施設計画策定状況				
			①総数	②計画策定対象施設数	③計画策定完了施設数	④策定対象割合(②/①)	⑤計画策定率(③/②)
道路	橋梁(橋長2m以上)(単位:団体数)	国	10	10	10	100%	100%
		都道府県・政令市等	94	94	83	100%	88%
		市区町村	1,714	1,714	1,579	100%	92%
		高速道路会社	6	6	6	100%	100%
	トンネル(単位:団体数)	国	10	10	10	100%	100%
		都道府県・政令市等	89	89	84	100%	94%
		市区町村	607	607	407	100%	67%
		高速道路会社	6	6	6	100%	100%
	大型の構造物(単位:団体数)	国	10	10	10	100%	100%
		都道府県・政令市等	93	93	85	100%	91%
		市区町村	648	648	427	100%	66%
		高速道路会社	6	6	6	100%	100%
河川・ダム	主要な河川構造物(単位:施設数)	国	10,657	3,432	3,432	32%	100%
		都道府県・政令市	34,962	12,917	12,480	37%	97%
	ダム(単位:施設数)	国	101	101	101	100%	100%
		都道府県	440	440	433	100%	98%
		水資源機構	23	23	23	100%	100%

(3)個別施設計画の策定② (管理者別)

■個別施設計画の策定状況(令和2年3月末時点)

分野	対象施設	管理者	個別施設計画策定状況				
			①総数	②計画策定対象施設数	③計画策定完了施設数	④策定対象割合(②/①)	⑤計画策定率(③/②)
砂防	砂防設備(砂防堰堤・床固工等)(単位:事業主体数) 地すべり防止施設(単位:事業主体数) 急傾斜地崩壊防止施設(単位:事業主体数)	国	43	43	43	100%	100%
		都道府県	47	47	47	100%	100%
海岸※1	堤防・護岸・胸壁等(単位:地区海岸数)	都道府県・市町村	5,440	4,754	4,255	87%	90%
下水道※2	管路施設、処理施設、ポンプ施設(単位:事業者数)	都道府県・政令市	63	63	63	100%	100%
		市区町村	1,408	1,408	1,408	100%	100%
港湾※3	係留施設(単位:施設数)	国	1,787	1,735	1,731	97%	100%
		都道府県・政令市	10,446	10,392	10,033	99%	97%
		市区町村	1,868	1,847	1,685	99%	91%
		公社等	82	79	71	96%	90%
	外郭施設(単位:施設数)	国	1,381	1,320	1,307	96%	99%
		都道府県・政令市	14,287	14,073	10,805	99%	77%
		市区町村	3,473	3,409	2,500	98%	73%
		公社等	7	7	4	100%	57%
	臨港交通施設(単位:施設数)	国	445	438	436	98%	100%
		都道府県・政令市	8,139	8,108	6,391	100%	79%
		市区町村	1,141	1,120	844	98%	75%
		公社等	2	2	2	100%	100%
	廃棄物埋立護岸(単位:施設数)	都道府県・政令市	189	177	129	94%	73%
		市区町村	4	4	4	100%	100%

※1 国土交通省所管海岸のみ対象(一部事務組合、港務局を含む)

※2 下水道は、下水道法(H27.5改正)に基づく事業計画を個別施設計画としている

※3 一部事務組合、港務局を含む

(3)個別施設計画の策定③ (管理者別)

■個別施設計画の策定状況(令和2年3月末時点)

分野	対象施設	管理者	個別施設計画策定状況				
			①総数	②計画策定対象施設数	③計画策定完了施設数	④策定対象割合(②/①)	⑤計画策定率(③/②)
港湾※3	その他(水域施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設)(単位:施設数)	国	1,228	876	860	71%	98%
		都道府県・政令市	14,226	7,066	3,724	50%	53%
		市区町村	2,470	1,397	571	57%	41%
		公社等	296	144	124	49%	86%
空港	空港土木施設(滑走路、誘導路、エプロン)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	国	27	27	27	100%	100%
		都道府県・政令市	72	72	72	100%	100%
		市区町村	6	6	6	100%	100%
		会社管理空港	4	4	4	100%	100%
	空港土木施設(幹線排水、共同溝、地下道、橋梁、護岸等)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	国	27	23	23	85%	100%
		都道府県・政令市	72	51	51	71%	100%
		市区町村	6	2	2	33%	100%
		会社管理空港	4	4	4	100%	100%
	空港機能施設(航空旅客の取扱施設)(単位:空港(空港及び共用空港)数)※4	都道府県・政令市	19	19	9	100%	47%
		空港ビル会社	72	72	56	100%	78%

※3 一部事務組合、港務局を含む

(3)個別施設計画の策定④ (管理者別)

■個別施設計画の策定状況(令和2年3月末時点)

分野	対象施設	管理者	個別施設計画策定状況				
			①総数	②計画策定対象施設数	③計画策定完了施設数	④策定対象割合(②/①)	⑤計画策定率(③/②)
鉄道	鉄道(線路(橋梁、トンネル等構造物))(単位:事業者数)	民間企業	182	182	182	100%	100%
	軌道(線路建造物)(単位:事業者数)	民間企業	33	33	33	100%	100%
自動車道	橋(単位:施設数)	民間企業	67	67	51	100%	76%
		地方道路公社	25	25	15	100%	60%
	トンネル(単位:施設数)	民間企業	7	7	7	100%	100%
		地方道路公社	1	1	1	100%	100%
	大型の構造物(門型標識等)(単位:施設数)	民間企業	13	13	7	100%	54%
		地方道路公社	10	10	9	100%	90%
航路標識	航路標識(灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等)(単位:施設数)	国	5,155	5,155	5,155	100%	100%
公園	都市公園(国営公園)(単位:公園数)	国	17	17	17	100%	100%
	都市公園(単位:地方公共団体数)	都道府県・政令市・市区町村	712	712	676	100%	95%
住宅	公営住宅(単位:事業主体数)	都道府県・政令市	67	67	67	100%	100%
		市区町村	1,613	1,613	1,449	100%	90%
	UR賃貸住宅所(単位:棟数)	UR	15,316	15,316	15,316	100%	100%
	公社賃貸住宅(単位:事業主体数) ^{※4}	地方住宅供給公社	11	11	11	100%	100%
官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	国	7,570	5,613 ^{※5}	5,567	74%	99%
	宿舎(単位:施設数)	国	3,854	3,279 ^{※5}	3,255	85%	99%

※4 管理戸数1,000戸以上

※5 各省庁の行動計画において個別施設計画の策定対象としている施設数

(4)維持管理・更新等に係るコストの算定①（管理者別）

○計画的な維持管理・更新を図るため、維持管理・更新等に係るコストの算定を進める。

■維持管理・更新等に係るコストの算定状況(令和2年3月末時点)

分野	対象施設	管理者	維持管理・更新等に係るコスト算定状況				
			①総数	②コスト算定対象数	③計画策定完了施設数	④コスト算定対象割合(②/①)	⑤コスト算定率(③/②)
道路※1	橋梁(橋長2m以上)(単位:団体数)	国	10	—	—	—	—
		都道府県・政令市等	94	—	—	—	—
		市区町村	1714	—	—	—	—
		高速道路会社	6	—	—	—	—
	トンネル(単位:団体数)	国	10	—	—	—	—
		都道府県・政令市等	89	—	—	—	—
		市区町村	607	—	—	—	—
		高速道路会社	6	—	—	—	—
	大型の構造物(単位:団体数)	国	10	—	—	—	—
		都道府県・政令市等	93	—	—	—	—
		市区町村	648	—	—	—	—
		高速道路会社	6	—	—	—	—
河川・ダム	主要な河川構造物(単位:施設数)※1	国	10,657	—	—	—	—
		都道府県・政令市	34,962	—	—	—	—
	ダム(単位:施設数)	国	101	101	101	100%	100%
		都道府県	440	440	422	100%	96%
		水資源機構	23	23	23	100%	100%

※1 維持管理・更新等に係るコストの算定について、集計作業を行っているところであり、とりまとめ次第、公表予定

(4)維持管理・更新等に係るコストの算定② (管理者別)

■維持管理・更新等に係るコストの算定状況(令和2年3月末時点)

分野	対象施設	管理者	維持管理・更新等に係るコスト算定状況				
			①総数	②コスト算定対象数	③コスト算定完了数	④コスト算定対象割合(②/①)	⑤コスト算定率(③/②)
砂防	砂防設備(砂防堰堤・床固工等)(単位:事業主体数) 地すべり防止施設(単位:事業主体数) 急傾斜地崩壊防止施設(単位:事業主体数)	国	43	43	43	100%	100%
		都道府県	47	47	47	100%	100%
海岸※2	堤防・護岸・胸壁等(単位:地区海岸数)	都道府県・市町村	5,440	4,754	3,909	87%	82%
下水道	管路施設、処理施設、ポンプ施設(単位:事業者数)	都道府県・政令市	63	63	63	100%	100%
		市区町村	1,408	1,408	1,408	100%	100%
港湾※3	係留施設(単位:施設数)	国	1,787	1,735	1,436	97%	83%
		都道府県・政令市	10,446	10,392	7,435	99%	72%
		市区町村	1,868	1,847	819	99%	44%
		公社等	82	79	45	96%	57%
	外郭施設(単位:施設数)	国	1,381	1,320	951	96%	72%
		都道府県・政令市	14,287	14,073	6,990	99%	50%
		市区町村	3,473	3,409	1,065	98%	31%
		公社等	7	7	3	100%	43%
	臨港交通施設(単位:施設数)	国	445	438	268	98%	61%
		都道府県・政令市	8,139	8,108	3,359	100%	41%
		市区町村	1,141	1,120	552	98%	49%
		公社等	2	2	1	100%	50%
	廃棄物埋立護岸(単位:施設数)	都道府県・政令市	189	177	80	94%	45%
		市区町村	4	4	2	100%	50%

※2 国土交通省所管海岸のみ対象(一部事務組合、港務局を含む)

※3 一部事務組合、港務局を含む

(4)維持管理・更新等に係るコストの算定③ (管理者別)

■維持管理・更新等に係るコストの算定状況(令和2年3月末時点)

分野	対象施設	管理者	維持管理・更新等に係る算定状況				
			①総数	②コスト算定対象数	③コスト算定完了数	④コスト算定対象割合(②/①)	⑤コスト算定率(③/②)
港湾※3	その他(水域施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設)(単位:施設数)	国	1,228	876	549	71%	63%
		都道府県・政令市	14,226	7,066	1,599	50%	23%
		市区町村	2,470	1,397	283	57%	20%
		公社等	296	144	113	49%	78%
空港	空港土木施設(滑走路、誘導路、エプロン)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	国	27	27	27	100%	100%
		都道府県・政令市	72	72	72	100%	100%
		市区町村	6	6	6	100%	100%
		会社管理空港	4	4	4	100%	100%
	空港土木施設(幹線排水、共同溝、地下道、橋梁、護岸等)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	国	27	23	23	85%	100%
		都道府県・政令市	72	51	51	71%	100%
		市区町村	6	2	2	33%	100%
		空港ビル会社	4	4	4	100%	100%

※3 一部事務組合、港務局を含む

(4)維持管理・更新等に係るコストの算定④ (管理者別)

■維持管理・更新等に係るコストの算定状況(令和2年3月末時点)

分野	対象施設	管理者	維持管理・更新等に係るコスト算定状況				
			①総数	②コスト算定対象数	③コスト算定完了数	④コスト算定対象割合(②/①)	⑤コスト算定率(③/②)
鉄道	鉄道(線路(橋梁、トンネル等構造物))(単位:事業者数)	民間企業	182	182	182	100%	100%
	軌道(線路建造物)(単位:事業者数)	民間企業	33	33	33	100%	100%
自動車道	橋(単位:施設数)	民間企業	67	67	51	100%	76%
		地方道路公社	25	25	15	100%	60%
	トンネル(単位:施設数)	民間企業	7	7	7	100%	100%
		地方道路公社	1	1	1	100%	100%
	大型の構造物(門型標識等)(単位:施設数)	民間企業	13	13	7	100%	54%
		地方道路公社	10	10	9	100%	90%
航路標識	航路標識(灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等)(単位:施設数)	国	5,155	5,155	5,155	100%	100%
公園	都市公園(国営公園)(単位:公園数)	国	17	17	17	100%	100%
	都市公園(単位:地方公共団体数)	都道府県・政令市・市区町村	712	712	676	100%	95%
住宅	公営住宅(単位:事業主体数)	都道府県・政令市	67	67	67	100%	100%
		市区町村	1,613	1,613	1,449	100%	90%
	UR賃貸住宅所(単位:棟数)	UR	15,316	15,316	15,316	100%	100%
	公社賃貸住宅(単位:事業主体数)	地方住宅供給公社	11	11	11	100%	100%
官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	国	7,570	5,613	5,567	74%	99%
	宿舎(単位:施設数)	国	3,854	3,279	3,255	85%	99%

3. 地方公共団体への支援等

全体的な支援（ホームページでの情報の一元的提供）

インフラメンテナンス情報ポータルサイトを通じて、国土交通省所管分野のメンテナンスに関する情報の一元的提供を行う。

（支援策の具体的内容）

国土交通省では、国や地方公共団体等の社会資本のメンテナンスに関する様々な情報について容易に確認できるよう、社会資本のメンテナンス情報に関する情報ポータルサイトを設置しています。情報ポータルサイトでは、道路、河川、港湾などの各分野における社会資本の点検状況等が確認できるほか、社会資本の戦略的維持管理・更新に関する施策や取組などについて確認できます。

<トップページ>

<コンテンツの例>

財政的支援(道路メンテナンス事業補助制度による支援)

制度概要

道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業に対し、計画的かつ集中的な支援を実施するもの

対象構造物

橋梁、トンネル、道路附属物等（シェッド、大型カルバート、門型標識）

対象事業

修繕、更新、撤去※ 等

〔※撤去は集約に伴う構造物の撤去や横断する道路施設等の安全の確保のための構造物の撤去を実施するもの〕

長寿命化修繕計画

〇〇市

橋梁

長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容

・施設名・延長
・判定区分
・点検・修繕実施年度
・修繕内容・対策費用 等



【橋梁】

〇〇市

トンネル

長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容

・施設名・延長
・判定区分
・点検・修繕実施年度
・修繕内容・対策費用 等



【トンネル】

〇〇市

道路附属物等

長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容

・施設名・延長
・判定区分
・点検・修繕実施年度
・修繕内容・対策費用 等



【道路附属物等】

- ▶ 地方公共団体は、長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定・公表
- ▶ 橋梁、トンネル、道路附属物等の個別施設毎に記載された計画に位置づけられた道路メンテナンス事業を支援

○国費率

国費：5.5 / 10 × δ
(δ：財政力指数に応じた引上率)

○国庫債務負担行為の活用

国庫債務負担行為を可能とし、効率的な施工（発注）の実施と工事の平準化を図る

財政的支援(大規模更新事業等による支援)

地方公共団体が実施する大規模施設(水門、排水機場、砂防堰堤等)の更新・改良に対して集中的に支援を実施

(支援策の具体的内容)

各地方公共団体が策定した個別施設計画に対して、着実な維持管理・更新に取り組んでいけるよう支援(計画期間:概ね10年以内、国費率:事業毎に実施要綱で定める割合(1/2等))。

○地方公共団体は、長寿命化計画(個別施設計画)を策定

○水門、砂防堰堤等の個別施設毎に記載された計画に位置付けられた事業を支援



大規模更新事業等

地方公共団体が管理する排水機場、砂防堰堤、水門、雨水ポンプ場等が対象。

【排水ポンプ設備更新の例】



【その他の施設例】



財政的支援(防災・安全交付金による支援)

各地方公共団体が管理する河川管理施設、下水道施設、海岸保全施設、港湾施設などのインフラ施設に関して、インフラ長寿命化計画を踏まえた点検・診断、修繕・更新等の老朽化対策を総合的に支援する。

(支援策の具体的内容)

各地方公共団体が単独で、又は共同して策定した整備計画に対して、基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援(計画期間:3~5年、国費率:事業毎に交付要綱で定める割合(1/2等))。

◆下水道施設の老朽化対策



更生工法
による対策



テレビカメラによる管路の点検・調査



◆港湾施設の老朽化対策



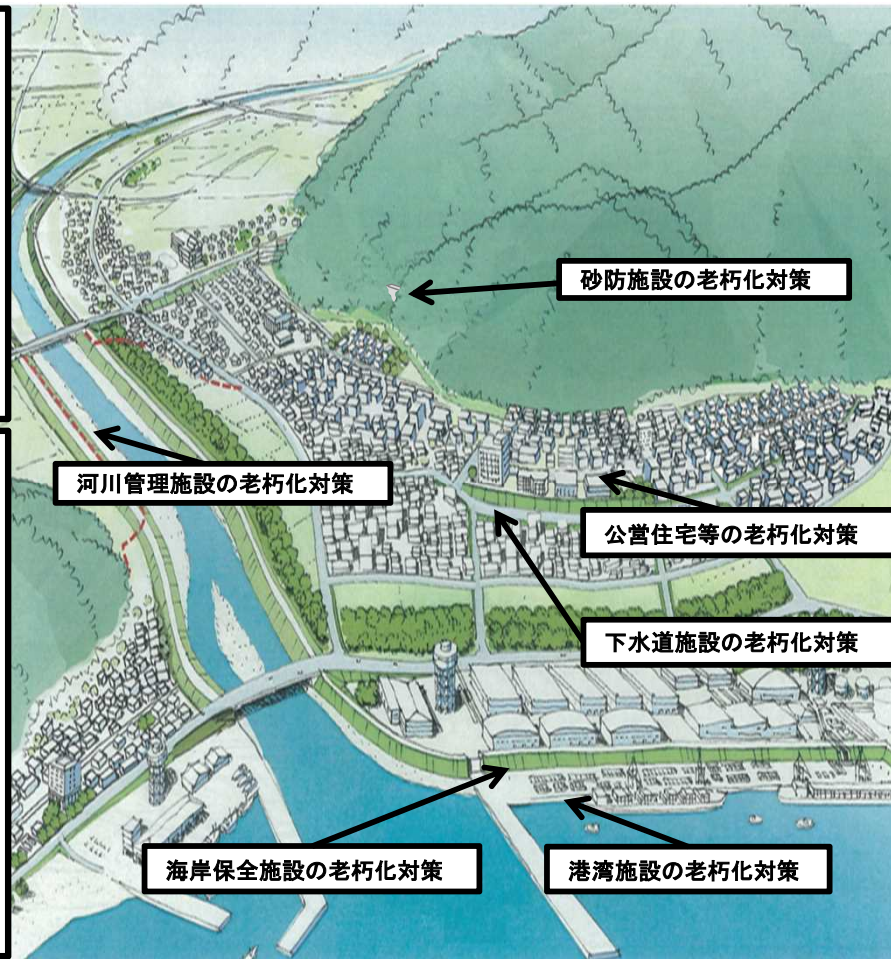
岸壁
の補修

老朽化した岸壁の補修



消波ブロック嵩上げ

防波堤の沈下した消波ブロックの嵩上げ



河川管理施設の老朽化対策

砂防施設の老朽化対策

公営住宅等の老朽化対策

下水道施設の老朽化対策

海岸保全施設の老朽化対策

港湾施設の老朽化対策

◆海岸保全施設の老朽化対策



胸壁
の補修

コンクリート劣化・鉄筋露出



空洞化調査

◆河川管理施設等の老朽化対策



水門ゲート
の更新



ポンプ
の補修

財政的支援(防災・安全交付金による支援)

港湾事業

(支援策の概要)

地方公共団体等が実施する港湾施設の老朽化対策及び事前防災・減災対策等について支援を実施

(支援策の具体的内容)

■港湾改修事業

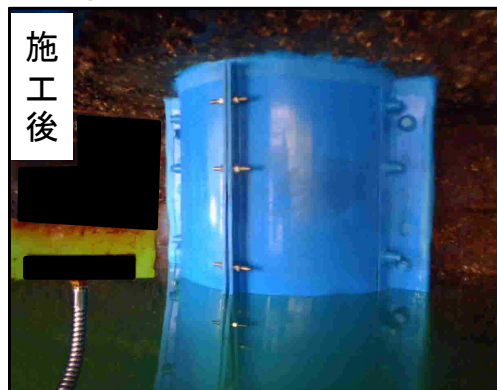
- ・対象: 港湾施設(水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設及び港湾施設用地)の建設又は改良を行う事業のうち、防災・安全対策のため特に必要と認められる事業
- ・条件: 維持管理計画等が策定され、維持管理計画等に基づく適切な維持管理が為されていること 等
- ・国費率: 5/10等

(支援策のイメージ)

◆港湾改修事業における港湾施設の老朽化対策



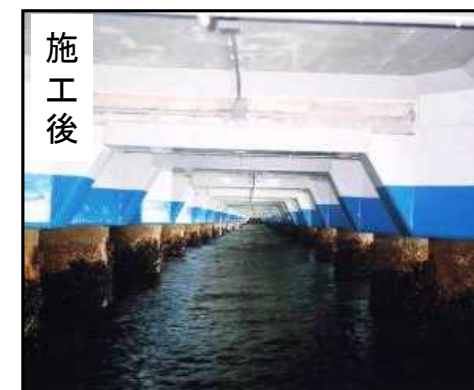
鋼管杭が塩害により腐食



表面処理を行うことで、鋼管杭本体を長寿命化



栈橋裏面の鉄筋コンクリートが塩害により腐食



表面処理を行うことで、栈橋本体を長寿命化

財政的支援(防災・安全交付金による支援)

河川・ダム事業

(支援策の概要)

・地方公共団体が実施する河川管理施設(水門・ダム等)の長寿命化対策について支援を実施

(支援策の具体的内容) ※代表的な支援策を掲載

■特定構造物改築事業

対 象: 指定区間内の1級河川又は2級河川において施行される河川管理施設の改築並びに長寿命化計画に基づく河川管理施設の延命化に必要な措置 等

条 件: ①長寿命化計画に基づく延命化に必要な措置のための費用及び改築に必要な費用の合計事業費が合計4億円以上であること

②長寿命化計画が策定され当該計画に基づく延命化の措置を適正に行っている施設であること 等

補助率: 1/2 等

(支援策のイメージ)



老朽化した施設(樋門)の更新



老朽化した施設(放流設備)の改良
(高耐候性塗料による再塗装)

財政的支援(防災・安全交付金による支援)

砂防事業

(支援策の概要)

- 地方公共団体が実施する既設砂防設備及び地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の緊急改築について支援を実施

(支援策の具体的内容) ※代表的な支援策を掲載

■砂防設備等緊急改築事業

対象：既設の砂防設備及び地すべり防止施設(以下「砂防設備等」)について、緊急改築を行うことで既存の砂防設備等を有効活用することにより、地域における安全の向上を図ることを目的に実施するもの

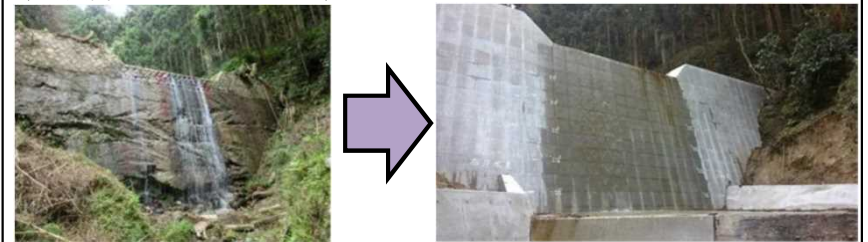
条件：①原則として、ライフサイクルコストを考慮した長寿命化計画が策定され適正に維持管理されているもの

②事業の対象となる砂防設備等が、以下のいずれかの要件に該当するもの(i)昭和52年以前の技術基準により設計されており、土石流に対して構造物の安全性、安定性が確保されていない砂防設備(ii)設置後概ね10年経過した施設で、地質条件などによって当初設計時の想定より早期に集排水ボーリングの目詰まりが生じており、近年開発された材料の活用により目詰まりが生じにくくなるなど施設の機能が著しく向上する地すべり防止施設

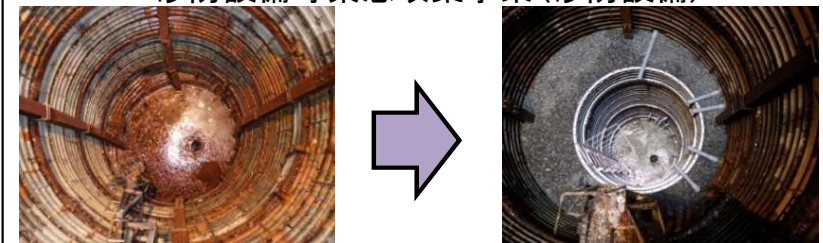
③総事業費が1億円以上であるもの 等

国費率：1/2 等

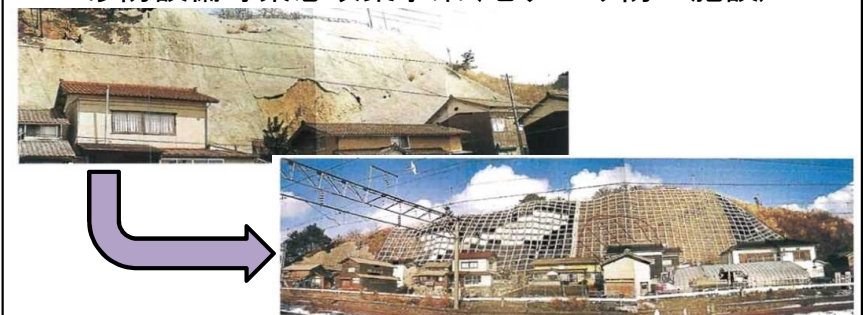
(支援策のイメージ)



砂防設備等緊急改築事業(砂防設備)



砂防設備等緊急改築事業(地すべり防止施設)



急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業

財政的支援(防災・安全交付金による支援)

海岸事業

(支援策の概要)

- ・海岸管理者が実施する海岸堤防等海岸保全施設の長寿命化対策について支援を実施

(支援策の具体的内容)

■海岸堤防等老朽化対策緊急事業

対 象: 海岸保全区域内の海岸保全施設を対象に実施する老朽化対策 等

条 件: ①長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること

②老朽化等により機能が確保されていない又は機能低下の恐れがある海岸保全施設であつて、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があると認められるもの

③海岸堤防等老朽化対策緊急事業計画が策定されている地区であること

④総事業費が都道府県が行うもので5千万円、市町村が行うもので2千5百万円以上 等

補助率: 1/2 等

(支援策のイメージ)



施工前



施工後

海岸保全施設(胸壁)の修繕



老朽化状況(コンクリート劣化・鉄筋露出)

財政的支援(防災・安全交付金による支援)

下水道事業

(支援策の概要)

- 下水道施設全体を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント計画」の策定とそれに基づく計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築を支援

(支援策の具体的内容)

■ 下水道ストックマネジメント支援制度

対象:「下水道ストックマネジメント計画」の策定、同計画に基づく点検・調査及び改築

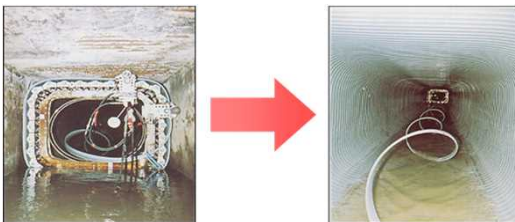
条件:①事業計画等に基づき適正な維持管理が行われていること

②「下水道ストックマネジメント計画」に位置付けられていること

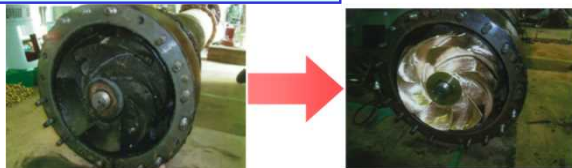
補助率:1/2等

(支援策のイメージ)

更生工法による長寿命化



部分取替による長寿命化

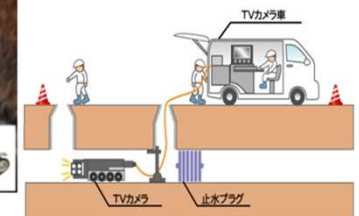


計画的な改築を行うために必要な点検・調査

・潜行目視による点検・調査



・テレビカメラによる点検・調査



財政的支援(防災・安全交付金による支援)

都市公園・緑地等事業

(支援策の概要)

○地方公共団体における公園施設長寿命化計画の策定及び当計画に基づき適切に維持管理されている公園施設の改築を支援

(支援策の具体的内容)

■公園施設長寿命化計画策定調査

公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定を支援【国費率:1/2】※令和5年度までの措置

■公園施設長寿命化対策支援事業

健全度調査等で改善が必要と判断されたもので、地方公共団体が策定する公園施設長寿命化計画に基づき適切に維持管理されている施設の改築を支援【国費率:1/2】

(支援策のイメージ)



老朽化が進行した複合遊具を撤去し、新たに同様の施設を設置



老朽化が進行した四阿を再整備
あずまや

財政的支援(社会資本整備総合交付金による支援)

地域住宅計画に基づく事業

(支援策の概要)

地方公共団体が管理する公営住宅等について、公営住宅等長寿命化計画等に基づく計画的な建替・改善について財政的支援を実施

(支援策の具体的内容)

- ・支援策の対象: 地方公共団体が行う建替・改善に係る財政的支援
- ・支援策を受けられる条件: 公営住宅等長寿命化計画に基づく事業であること 等
- ・主な補助率: 原則50%

(支援策のイメージ)

外壁改修、給排水設備改修
など、耐久性向上、躯体の経
年劣化の軽減等を図るための
改善への支援



技術的支援(インフラの維持管理に係る研修の充実・強化)

地方公共団体等の職員を対象とした維持管理に係る研修の開催による技術力向上

(支援策の具体的内容)

確実な維持管理が行えるよう、従来の取り組みに加え、実務的な点検の適切な実施・評価に資する研修体制を充実・強化。技術者不足が指摘されている地方公共団体への技術的支援の一環として、研修への地方公共団体等職員の参加を呼びかけている。



道路・河川における維持管理の研修の様子



港湾における維持管理の研修の様子



インフラメンテナンス国民会議によるフォーラムの様子

技術的支援(LCCの算定方法を示したガイドライン等)

LCC(ライフサイクルコスト)の算定方法を示したガイドライン等の策定・公表や、LCC算定ツールの提供による最適な中長期的な維持管理・更新計画(個別施設計画)の策定支援

(支援策の具体的内容)

国は、ガイドラインの策定・公表やLCC算定ツールを提供することなどにより、地方公共団体の最適な中長期的な維持管理・更新計画(個別施設計画)の策定を支援している。

技術的支援(インフラメンテナンス国民会議)

産学官民の技術や知恵を総動員するプラットフォームである「インフラメンテナンス国民会議」の取組を推進

国民会議は会員の規模も拡大し、活動が本格化 ⇒ **新たな取組を進める自治体・民間企業の課題解決等を支援**
(会員数2,000者突破！！)

革新的技術の開発と実装の加速

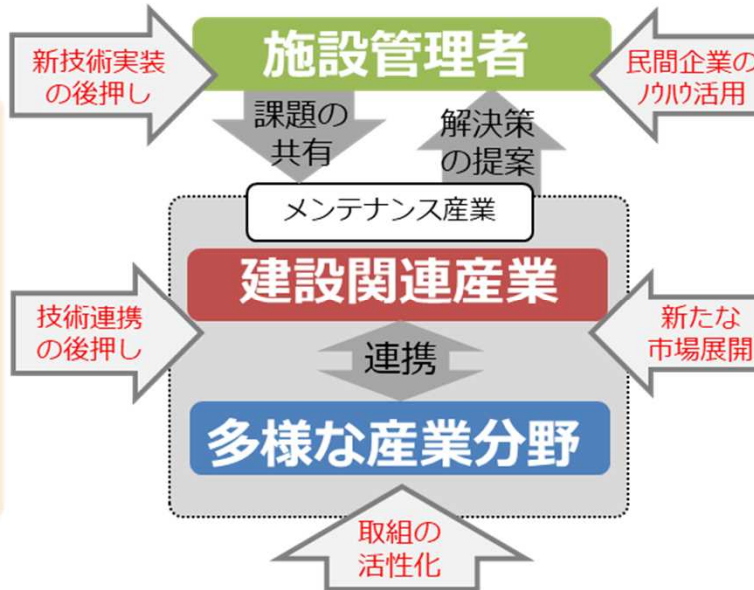
- ・ 新技術の試行



■ 点検診断一貫システムの試行



■ 下水圧送管路の効率的な調査方法の試行



民間企業のノウハウ活用

- ・ 自治体の議論の活性化



- 新技術導入研究
- ・ 意見交換会 (品川区)

海外市場の拡大

- ・ 我が国企業の海外展開支援



- 海外市場展開フォーラム設立総会

ベストプラクティスの全国展開「インフラメンテナンス大賞」

- ・ 第1回：応募248件、受賞28件
- ・ 第2回：応募205件、受賞32件
- ・ 第3回：応募255件、受賞32件

第3回表彰式 (R1.11.7)



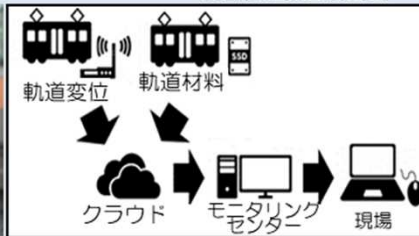
第3回インフラメンテナンス大賞
国土交通大臣賞

メンテナンス実施現場における工夫部門

保線におけるIoT技術の実用化とメンテナンスへの応用
(東日本旅客鉄道株式会社)



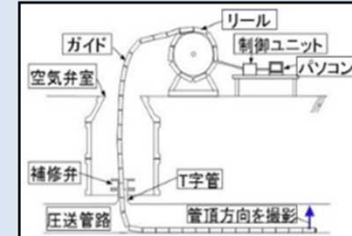
モニタリング装置



モニタリングシステムのパッケージ化

技術開発部門

下水道圧送管路における硫酸腐食箇所の効率的な調査技術
(株式会社クボタ)



圧送管路腐食調査機器 模式図



調査実施状況

技術的支援(インフラの維持管理に関する資格制度)

- 既存の民間資格を評価し、必要な技術水準を満たす資格を登録する制度を構築(H26.11登録規程告示)
- 維持管理分野について、のべ239の民間資格を登録。

(支援策の具体的内容)

- ・国は点検・診断等の業務に必要な知識・技術の明確化を図り、必要な技術水準を満たす資格を登録。
- ・地方公共団体は、国が登録した資格を点検・診断等の業務発注時に活用することにより、点検・診断等の一定の水準の確保や、社会資本の維持管理に係る品質の確保を図る。

(支援策のイメージ)

<民間資格の登録等のプロセス>

①業務内容に応じた必要な知識・技術を明確化

	道路			砂防	〇〇
	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	砂防設備	〇〇
点検	道路橋(鋼橋)の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第4条の5の5に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術		
診断

②民間資格を公募

③民間資格を評価

④基準を満たす民間資格を登録

	道路			砂防	〇〇
	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	砂防設備	〇〇
点検	〇〇技能士 〇〇診断士	〇〇技能士 〇〇診断士	〇〇技能士 〇〇診断士	〇〇技能士 〇〇診断士	...
診断	〇〇技術士	...

業務発注の際に登録された資格を活用

<施設等毎の登録資格数(※)>

R2. 2. 5現在

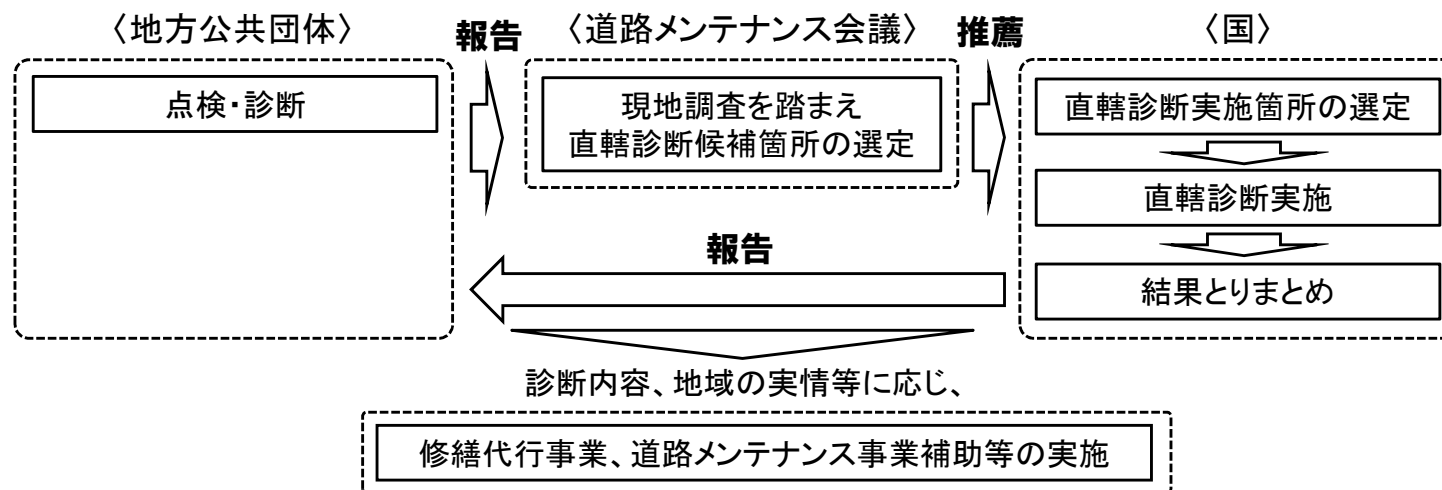
施設等名	登録資格数						計
	H27.1	H28.2	H29.2	H30.2	H31.1	R2.2	
橋梁(鋼橋)	16	13	13	4	4	2	52
橋梁(コンクリート橋)	17	12	13	6	7	2	57
トンネル	5	13	8	3	1	2	32
舗装	-	-	-	9	1	4	14
小規模附属物	-	-	-	7	2	0	9
道路土工構造物(土工)	-	-	-	-	14	12	26
道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	-	-	-	-	8	8	16
堤防・河道	-	0	0	4	0	0	4
砂防設備	1	1	0	0	0	0	2
地すべり防止施設	2	0	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	0	0	0	0	3
下水道管路施設	-	1	1	0	0	0	2
海岸堤防等	4	0	2	0	0	0	6
港湾施設	4	0	0	3	0	0	7
空港施設	0	1	0	0	0	0	1
公園(遊具)	0	4	0	0	0	0	4
土木機械設備	-	2	0	0	0	0	2
計	50	49	37	36	37	30	239

※維持管理分野を記載。その他計画・調査・設計分野がある。

技術的支援(直轄診断・修繕代行)

- 地方公共団体への支援として、要請により緊急的な対応が必要かつ高度な技術力を要する施設について、地方整備局、国土技術政策総合研究所、土木研究所の職員等で構成する「道路メンテナンス技術集団」による直轄診断を実施。
- 診断の結果、診断内容や地域の実情等に応じ、修繕代行業、道路メンテナンス事業補助等を実施。

【全体の流れ】



【直轄診断実施箇所とその後の対応】

実施年度	直轄診断実施箇所	措置
H26 年度	三島大橋(福島県三島町)	修繕代行業
	大渡ダム大橋(高知県仁淀川町)	修繕代行業
	大前橋(群馬県嬭恋村)	大規模修繕・更新補助事業
H27 年度	沼尾シェッド(福島県南会津郡下郷町)	修繕代行業
	猿飼橋(奈良県吉野郡十津川村)	修繕代行業
	呼子大橋(佐賀県唐津市呼子町)	修繕代行業
H28 年度	万石橋(秋田県湯沢市)	修繕代行業
	御鉾橋(群馬県神流町)	修繕代行業
H29 年度	音沢橋(富山県黒部市)	修繕代行業
	乙姫大橋(岐阜県中津川市)	修繕代行業
H30 年度	仁方隧道(広島県呉市)	修繕代行業
	天大橋(鹿児島県薩摩川内市)	修繕代行業
R1 年度	秩父橋(埼玉県秩父市)	修繕代行業
	古川橋(静岡県吉田町)	修繕代行業

【平成30年度 直轄診断実施箇所】

■ 仁方隧道(広島県呉市)



■ 天大橋(鹿児島県薩摩川内市)

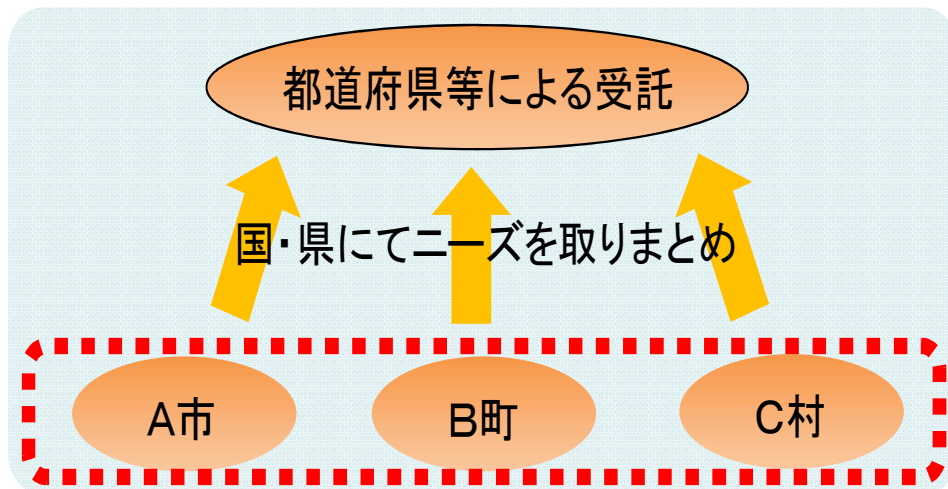


技術的支援(地域一括発注の取組(道路事業))

- 市町村の人不足・技術力不足を補うために、市町村が実施する点検・診断の発注事務を都道府県等が受委託することで、地域一括発注を実施
- 令和元年度は32道府県（353市町村）が地域一括発注を活用

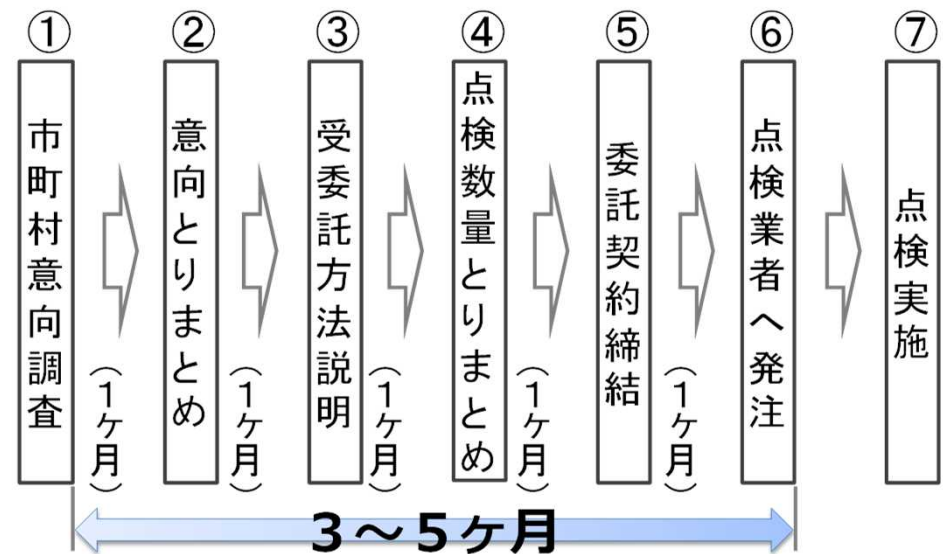
【イメージ図】

- ・市町村のニーズを踏まえ、地域単位での点検業務の一括発注等の実施



【手続きの流れ】

- ・国、都道府県にて市町村の意向調査を実施し、点検数量をとりまとめた上で、点検業者へ発注



技術的支援(メンテナンス体制の強化)

メンテナンスに係る会議の設置

(支援策の具体的内容)

関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、道路、港湾、空港、河川の各分野でメンテナンス会議を設置・開催

道路メンテナンス会議

※平成26年7月に全都道府県で設置済

【体制】地方整備局(直轄事務所)／地方公共団体(都道府県、市町村)／高速道路会社(NEXCO・首都高速・阪神高速・本四高速・指定都市高速等)／道路公社

【役割】1. 維持管理等に関する情報共有／2. 点検、修繕等の状況把握及び対策の推進／3. 点検業務の発注支援(地域一括発注等)／4. 技術的な相談対応



(平成30年3月16日 広島県道路メンテナンス会議)

港湾等メンテナンス会議

※平成27年4月に全地方整備局港湾空港部等で設置済

【体制】地方整備局港湾空港部等／地方公共団体等(都道府県、市町村、港管理組合、国際港湾株式会社等)／国土技術政策総合研究所、港湾空港技術研究所、海洋・港湾構造物維持管理士会

【役割】1. 維持管理状況の把握／2. 維持管理体制の確保に向けた検討／3. 港湾施設等の維持管理に関する情報共有／4. 効果的な老朽化対策の推進／5. 技術的な相談対応



(令和元年5月27日 中国地方整備局港湾等メンテナンス会議)

空港施設等メンテナンスブロック会議

※平成27年9月に本省航空局で設置済
平成28年からは全地方航空局で設置済

【体制】地方航空局／特定地方管理空港管理者／地方管理空港管理者／会社管理空港管理者

【役割】1. 空港施設の維持管理技術等の技術支援・情報共有 / 2. 空港維持管理・更新計画に基づく管理・更新状況の確認 / 3. 維持管理に係る技術的な相談対応



(令和元年9月24~25日 空港施設メンテナンスブロック会議 東日本ブロック)

河川維持管理会議

※平成23年に全ブロックで会議を設置済
平成30年3月からは全国会議を設置済

【体制】本省／地方整備局／地方公共団体(都道府県、政令指定都市)

【役割】1. 維持管理に関する情報共有／2. 点検、修繕等の状況把握／3. 維持管理に係る技術的な相談等



(令和元年8月19日 全国河川維持管理会議)

技術的支援(ワンストップ相談窓口の設置・支援センターの設置)

各地方整備局等や国立研究開発法人港湾空港技術研究所等による地方公共団体に対する助言体制の強化などの技術的支援体制を強化

(支援策の具体的内容)

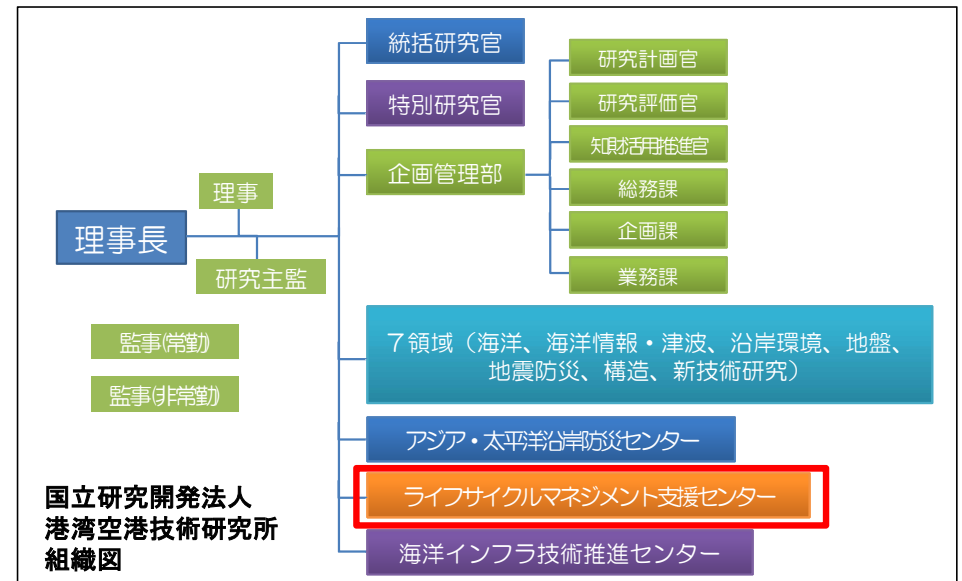
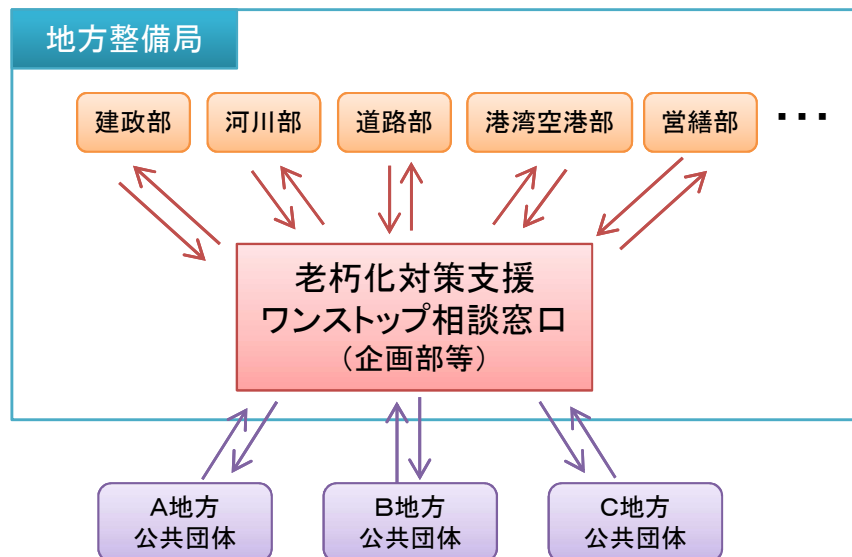
・老朽化対策支援に関するワンストップ相談窓口の開設(H25.7.16設置)

○各地方整備局等では、これまでも道路、河川及び港湾の個別分野に係る相談への体制整備を図ってきたが、地方公共団体に対する老朽化対策等に関するワンストップ支援相談窓口を設置し、支援体制を強化

・国立研究開発法人港湾空港技術研究所 ライフサイクルマネジメント支援センターの設置(H25.4.1設置)

○地方整備局、港湾管理者等への技術指導、情報交換等の支援対応のための窓口を設置。
これにより現場支援を強化するとともに、現場ニーズに対応した研究を促進。

(支援策のイメージ)



技術的支援(老朽化対策に資する新技術の開発・導入の推進等)

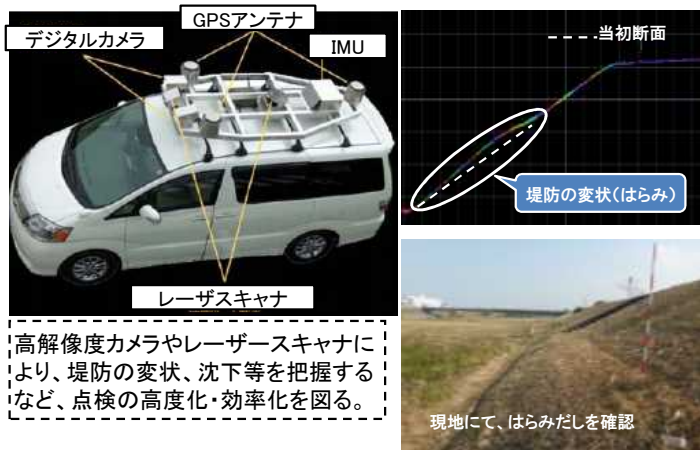
非破壊検査技術やロボット技術等の新技術やITの活用により、インフラ管理の安全性、信頼性、効率性の向上を実現。

(支援策の具体的内容)

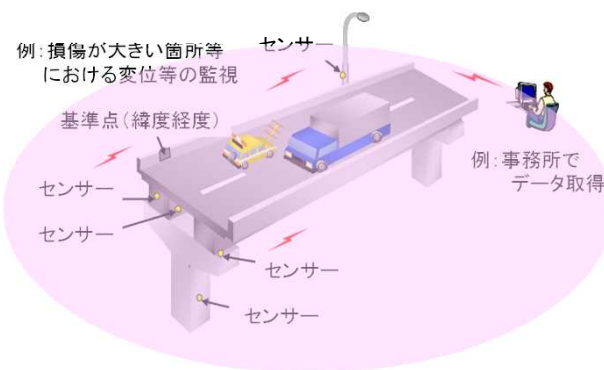
- 点検・診断技術、社会インフラのモニタリング技術、次世代社会インフラ用ロボット等の老朽化対策に資する新技術について、以下の取組みを通じて直轄工事での先導的な導入を進め、地方公共団体への普及も促進。
 - テーマを設定し、当該テーマに関連する類似技術を公募した上で現場実証等を実施し、特徴を明確にした技術比較表を作成・公表
 - マッチングイベント等を通じ、現場のニーズと開発者等の技術シーズをマッチングさせ、成立した案件について現場試行等を実施し、その結果を公表

(支援策のイメージ)

点検・診断技術の開発・導入



社会インフラのモニタリング技術



次世代社会インフラ用ロボット

○ 橋梁

- ・ 近接目視を支援
- ・ 打音検査を支援
- ・ 点検者の移動を支援

○ トンネル

- ・ 近接目視を支援
- ・ 打音検査を支援
- ・ 点検者の移動を支援

○ 水中(河川、ダム)

- ・ 近接目視を代替・支援
- ・ 堆積物の状況を把握



技術的支援 (PPP/PFIの取組)

- 国土交通省では、インフラの維持管理等にあたって、官民連携手法の導入について検討を行う地方公共団体に対して支援を実施している。
- 支援を通じて、導入に際しての課題やその対応方針を明らかにするとともに、得られた知見を横展開するなど効率的な維持管理手法の普及を図る。

◆ 先導的官民連携支援事業（平成23年度～）

【支援対象】

国土交通省の所管する事業であり、先導的な官民連携事業を実施しようとする地方公共団体等

【支援内容】

官民連携事業の導入・実施に向けた検討（導入可能性調査、デューデリジェンス等）にかかるコンサルタント等の専門家への調査委託費を助成

全額国費による定額補助（上限2,000万円）

※都道府県及び政令指定都市は、コンセッション事業に関するものを除き、補助率 1 / 2、上限1,000万円

【維持管理分野に関する支援の事例】

○ 三条市（新潟県）

『地域維持型社会インフラ包括的民間委託の改善検討調査』

第1期における事業範囲（道路・公園・排水路の維持管理修繕業務）等の見直しを行い、橋梁・消雪パイプ点検業務の追加、対象エリアの拡大や契約期間の拡大等を反映した第2期の包括的民間委託事業を実施。



※図は第1期時点のもの
 出典：「地域維持型社会インフラ包括的民間委託の改善検討調査報告書」（平成31年3月 三条市）

※上記の三条市の事例等を踏まえ、包括的民間委託の導入を検討するプロセスの一例と支援先における検討内容を整理し取りまとめた資料を以下に掲載

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000006.html

◆ インフラの維持管理に係る官民連携事業の導入検討支援（令和2年度～）

【支援対象】

国土交通省所管のインフラのうち利用料金を徴収しないもの※の維持管理に係る官民連携事業の導入を検討する地方公共団体

事業手法例：包括的民間委託、修繕を含むPFI事業 等

※ 道路、橋梁、河川、公園等

【支援内容】

国土交通省が委託したコンサルタントを地方公共団体に派遣し、官民連携事業を導入するにあたり必要となる調査・検討等を支援

- ・事業実施に係る課題の整理
- ・マーケットサウンディング
- ・スキーム、進め方の検討
- ・関係者との調整 等

【支援自治体】

自治体名	事業名
富山市 (富山県)	社会インフラの包括管理に向けた官民連携事業手法等検討調査
玉名市 (熊本県)	技術系職員不足の制約下で日常維持管理の合理化を目指した官民連携の導入検討
尼崎市 (兵庫県)	尼崎市における持続可能な維持管理手法の検討